

ドイツ農村の変容とナチス：ポメルンにおけるナチスの農村労働者政策

IJUIN, Ritsu / 伊集院, 立

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and labour

(巻 / Volume)

44

(号 / Number)

3・4

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

78

(発行年 / Year)

1998-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006637>

〈論説〉

## ドイツ農村の変容とナチス

——ポメルンにおけるナチスの農村労働者政策——

伊集院 立

はじめに

ドイツでナチズムが台頭したのは、東エルベの農村社会における保守的で民族主義的なイデオロギーと、19世紀末に成立したドイツ帝国主義がおかれた歴史的条件に大きな要因があったといわれている。そして、ヴィルヘルム時代の政治社会体制で中心的な役割を演じたのが東エルベの大土地所有者であったことから、ドイツの社会史研究においても第二帝制期におけるユンカーの利益団体としての「農業者同盟」Bund der Landwirteの存在にとりわけ強い関心が寄せられた<sup>1)</sup>。確かに、第一次世界大戦前のドイツ社会の特徴を捉えるうえでは、第二帝制期におけるユンカーの利益団体である「農業者同盟」の存在は重要であった。しかも、ドイツ革命を経た後も、その後進的性格はその組織的継承者である「全国農村同盟」Reichslandbundに引き継がれたと考えられた。そのためヴァイマル共和国の歴史においても大企業の組織と同じくユンカーの組織としての「全国農村同盟」の存在に関心が寄せられた。その上、ヴァイマル共和国末期には、そのユンカーの組織がナチスの政権獲得に側面から手をかけ、ヒトラー政権に農業の救済を託したことから、「全国農村同盟」がナチスとの関係で注目されるのは当然のことである<sup>2)</sup>。

しかし、両大戦間期におけるドイツの民族主義の特徴は単に古プロイセン以来のユンカー的民族主義だけではなく、「教養市民層」とよばれ

る中産階層の新しいフェルキッシュ *völkisch* な運動、さらには第一次世界大戦前からさまざまな階層の広範な庶民に広がりを見せていた民衆的なナショナリズムの存在にあると言えよう。とりわけ、ヴァイマル期においては、こうした民衆的なナショナリズムが政治や社会に与えた影響は大きかった。その意味では、ナチス台頭の背景としてはユンカーや大企業の利益団体の保守的な政治的対応のみでなく、民衆の動向にも関心がむけられる必要があろう。確かに、ユンカーや大企業などドイツの保守勢力がナチ党の政権獲得に手をかしたのは事実だが、それもヴァイマル末期ナチ党が多くの大衆の支持を獲得して、保守的な民族主義的大衆政党として強力な政治勢力となっていたことを無視しては考えられないことである。例えば、本論で扱うポメルンはユンカーの牙城といわれ、19世紀後半から20世紀にかけてドイツの保守的な「国民国家」体制の支えであったが、そこにおいてもごく普通の人々の政治的動向が重要な意味をもっていたと考えられる。ヴァイマル末期において、この地域の大衆の政治社会的状況にどのような変化が生じていたのであろうか、またそれがどのようにナチス支持につながったのであろうか。本論はそうした問題を考察するものである。

ところで、ポメルンの民衆の政治動向において注目すべきことは、1930年の国会選挙を分水嶺として選挙民の政党支持がドイツ国家人民党からナチ党へ大きく移動したことである。しかも、ポメルンのナチス支持は全国的にみても極めて高いものがあった。1932年の二回の選挙において見るならば全国平均の37.3%、33.1%をそれぞれ10ポイント以上上回る48.0%、43.1%に達していたのであり、ポメルンはナチ党にとってシュレスヴィヒ=ホルシュタインと並ぶ重要な支持基盤となっていたのである。なかでも、ヒトラー個人にたいする支持が強かったことに特徴がある。1932年の大統領選挙における第二次投票では、52.6%と全国で唯一投票者の過半数がヒトラーを支持していたのである<sup>3)</sup>。

このポメルンにおける大衆の動向で特に注目したい問題は、それまで自立的な精神を持たないと考えられてきた農村労働者の心理と行動の変化である。J. フェルターの選挙分析においては、かなり多くの労働者がナチスを支持したと指摘されているが、なかでも農村労働者の多い地域におけるナチス支持が強かったと述べられており、まさにポメルンにおいてこのことは妥当するものと思われる。どうしてこのようなことが起こったのか。かつては農村労働者はユンカーの伝統的な家産的秩序のもとに、政治的にも伝統的な行動をとっていたはずである。しかも、ポメルンにおいてはユンカーにたいする農村労働者の社会的地位に急激な変化があったというわけではない。もっとも、特に第一次世界大戦後には、農村労働者にたいする外界からのさまざまな刺激や影響が日増しに強まり、ユンカーは旧来の保守的秩序の維持に腐心することとなったことはたしかである。彼らはドイツ革命後も農村労働者の団結権を認めず、農村労働者の権利を経営者と同等に考える農業経営共同体 *landwirtschaftliche Betriebsgemeinschaft* 構想と対決した。彼らがこのように農村労働者の団結権を認めず、農業経営共同体と対決したのはなぜであろうか。ユンカーが旧来の保守的な労働秩序を死守しようとしたことはあきらかである。だが、ここで重要と思われることは、ユンカーの保守的姿勢がユンカーの利益団体である「農村同盟」の「上から」の保守的な政策によって規定されたものではないということである。つまり、ユンカーの保守性は個々のユンカー経営が全国統一的な権力的政策に抵抗して個別の家産的秩序を防衛しようとしたり、工業化にとまなう生活文化の変化によって自らの家産的秩序が崩壊することを恐れたことから生じた問題であると考えられることである。したがって、政治にたいするユンカーの保守的対応を理解するためには、ユンカーの利益団体である「農村同盟」の政策的行動や社会的姿勢を扱うだけでは不十分であり、ユンカーの個々の経営内部の秩序とそこで生活する農民 *Landvolk* 大衆の変容を分析する必要があるといえる<sup>5)</sup>のである。

以上のようなことから、ユンカーのいわば「下から」の保守主義を捉える対象として本論で注目する問題は、第一に個々のユンカー経営内の秩序管理と第二にポメルン農村社会の変容である。まず第一の問題ではユンカーの経営内部の労働者の管理はどのような社会的性格のものであったのか、労働者と経営者との関係はどのように組織されていたのか、まただれがその統括の責務を負っていたのかなどという問題を検討しなければならない。例えば、ドイツ革命がポメルンの伝統的家産的秩序<sup>6)</sup>を揺るがしたことは疑いのないところであるが、個々の経営において「農業経営共同体」の構想が伝統的な経営内の秩序にどのような変化をもたらしたのか、またそれにたいして個々の経営ではどのような対応がとられたのかである。この問題を明らかにすることによって、ユンカーの利益団体の政策と政治姿勢の本来的な背景を知ることができると思われる<sup>7)</sup>。さらには、それによってユンカーとナチスの関係を「政治社会史」の視点から捉えることも可能になると考えられる。例えば、ナチスは個々の農業経営の自律的な伝統的家産的秩序にどう対応したのか、農村社会の変化にたいしてどのような政策を提示したのか、ナチスはユンカーの労働秩序に代わってはたして新しい労働秩序を形成したのかといった問題の分析である。それによってナチスの農村での進出、またナチ体制下のポメルン農村を明らかにすることができるのではないかと思われる。このようにユンカー経営の労働秩序や農村の政治社会の変化に目をむけることによって、テーオドル・ガイガーの中間層のバニク論やパーリントン・ムーアの農民層の没落論とは異なり、ナチ体制下における農業経営の国家的統一化を展望し、ポメルン農村社会の変容の政治社会的意味をさぐるのではないかと考えられる<sup>8)</sup>。

第二に、ポメルン農村社会の変容であるが、そこにはさまざまなレベルでの変化が考えられねばならない。社会民主党などの政治勢力の活動も考えられれば、一般的な資本主義化にとまなう農村社会や文化の変容といったポメルン社会のもっと深いところに影響をあたえる変化も

あろう。1920年代・30年代の資本主義化が進むなかで、ポメルンの農村労働者の意識も知らず知らずの間に変化し、それがポメルンの社会秩序を深いところで変えていったものと思われる。また、ポメルンの農村社会においてはドイツの他の地域と同様にキリスト教会の村の牧師の存在も大きいと思われる。したがって、本稿ではユンカー経営の内部の家産的人間関係の変容とともに村の教会を中心としたポメルン農村社会の伝統的生活習慣<sup>9)</sup>の変容という二つの側面からナチスとポメルン社会の関係をさぐってみたいと思う。

さらに、本稿はこのようなポメルンの農村社会の変容とナチスの関係を前提にしてナチ時代のポメルンの農場経営のありかたを展望したい。ナチスは大地所有者の立場にたってポメルンの伝統的家産的秩序の維持のみを目指したのではなかった。ナチスはナチ特有のイデオロギ的な国家指導のもとにドイツ農業を統一的に組織しようとした。その点では、ナチスの農業経済体制はそれまでの保守的な大地所有者の支配体制と対立する側面があった。つまり、ナチスは全国食糧職能団 Reichsnährstand によって統一的な農業経済体制を樹立するにあたって、ポメルンの個々の農場経営を直接把握しようとしたと考えられる。そこにユンカーの自律的な農場経営とナチスが対立する主要な問題があったと思われる。また、さらにナチス期を通じて、全国食糧職能団とドイツ労働戦線 Deutsche Arbeitsfront とは農村労働者の「社会政策」をめぐる激しく対立と妥協を繰り返すが、その問題は統一的な農業経済体制としての全国食糧職能団が伝統的な家産的支配の範囲内で機能させてきたユンカーの社会政策さえも保障しえなかったために、農村労働者の社会政策を新たに実現しようとするドイツ労働戦線との葛藤を生じたものとして理解される。この葛藤は個々の経営内の労働秩序のレベルでも激しく展開される。そこにはナチスと妥協するユンカーとポメルン農村社会の後進性が反映していたと考えられる。

- 1) Puhle, Hans-Jürgen, *Agrarische Interessenpolitik und preussischer Konservatismus im wilhelminischen Reich 1893-1914. Ein Beitrag zur Analyse des Nationalismus in Deutschland am Beispiel des Bundes der Landwirte und der Deutsch-Konservativen Partei*, Bonn-Bad Godesberg 1975.
- 2) Puhle, Hans-Jürgen, *Politische Agrarbewegungen in kapitalistischen Industriegesellschaften. Deutschland, USA und Frankreich im 20. Jahrhundert*, Göttingen 1975, 77-112; Dieter Gessner, *Agrarverbände in der Weimarer Republik. Wirtschaftliche und soziale Voraussetzungen agrarkonservativer Politik vor 1933*, Düsseldorf 1976, 13-82; ders. *Agrardepression und Präsidialregierungen in Deutschland 1930-1933. Probleme des Agrarprotektionismus am Ende der Weimarer Republik*, Düsseldorf 1977; Ilona Buchsteiner, „Besitzkontinuität, Besitzwechsel und Besitzverlust in den Gutswirtschaften Pommerns 1879-1910“, in: Heinz Reif (Hg.), *Ostelbische Agrargesellschaft in Kaiserreich und in der Weimarer Republik*, Berlin 1994, 125-140.
- 3) 選挙結果については、Milatz, Alfred, „Das Ende der Parteien im Spiegel der Wahlen 1930 bis 1933“, in: Erich Matthias/Rudolf Morsey (Hg.), *Das Ende der Parteien 1933*, Düsseldorf 1960, 762, 782.
- 4) Falter, Jürgen W., *Hitlers Wähler*, München 1991, 209 ff. ハミルトンとチャイルダーズの研究では農民の問題が扱われているが、農村労働者の動向についての言及はない。Hamilton, Richard F., *Who Voted for Hitler?*, Princeton 1982, 363ff.; Thomas Childers, *The Nazi Voter. The Social Foundations of Fascism in Germany, 1919-1933*, Chapel Hill & London 1983, 200 ff. また、Jürgen W. Falter, „The National Socialist Mobilisation of New Voters: 1928-1933“, in: Thomas Childers (ed.), *The Formation of the Nazi Constituency 1919-1933*, London & Sydney 1986, 202-231 でも、まだ労働者に関する指摘は見られない。労働者のナチス支持に研究者の関心が向くのは、1990年代になってからのようだ。
- 5) ユンカーの農村労働者政策を政策的にあつかったものでは Jens Flemming, „Landarbeiter zwischen Gewerkschaften und ‚Werksgemeinschaft‘. Zum Verhältnis von Agrarunternehmern und

Landarbeiterbewegung im Übergang vom Kaiserreich zur Weimarer Republik", *Archiv für Sozialgeschichte*, Bd. 14 (1974), 351-418 があるが、ここには「ボメルンの農業経営者はそれ〔賃金問題〕を農村同盟内部の『労働共同体』のなかで決着をつけることを望んだ」(399)とある。たしかに、賃金紛争の処理をめぐる機構上の手続きは農村同盟で決着をつける形をとるとしても、実質的には個々の経営内部の問題であることを見逃してはならないように思われる。また、Flemming, Jens, *Landwirtschaftliche Interessen und Demokratie. Ländliche Gesellschaft, Agrarverbände und Staat 1890-1925*, Bonn 1978. は農村労働問題を扱った先駆的研究であるが、ここでもユンカーの個々の経営秩序から問題を立てるということはしていない。

なお、本稿の校正段階で足立芳宏『近代ドイツの農村社会と農業労働者—〈土着〉と〈他所者〉のあいだ—』京都大学学術出版会、1997が出た。農村労働者の「自立化」をナチ化関連づけていて興味深い。

- 6) ここで「家産的」というのは、民衆を支配・搾取しつつもその生活維持にたいする一定の責任を意識している家父長的な支配関係を念頭においている。ところで、ユンカー経営とアメリカのプランテーションの比較研究を行ったポーマンによれば、家産的秩序自体も封建的なものではなく、むしろ近代的なもので19世紀初頭のシュタイン・ハルデンベルクの改革という社会変動に対応したものであるという。Bowman, Shearer Davis, *Masters & Lords. Mid-19th Century U. S. Planters and Prussian Junkers*, New York 1993, 162 ff.
- 7) Muncy, Lysbeth, "The Junkers and the Prussian Administration from 1918 to 1939", *The Review of Politics*, IX(1947) 482-501; Eric C. Kohler, "Revolutionary Pommerania, 1919-20: A Study in Majority Socialist Agricultural Policy and Civil Military Relations", *Central European History*, IX (1976) 250-93; 谷口信和「ヴァイマル・ナチス期のユンカー的土地所有の構造——1922年ボメルン州『農場住所録』及び『1937年土地所有統計』の分析を中心に——」『調査と資料』（名古屋大学経済学部）(1978), 1-91.
- 8) Geiger, Theodor, „Panik im Mittelstand“, *Die Arbeit. Zeitschrift für Gewerkschaftspolitik und Wirtschaftskunde*, 7. Jg. (1930), 10. H., 637-54; ders., *Die soziale Schichtung des deutschen Volkes. Soziographischer Versuch auf statistischer Grundlage*, Stuttgart 1932

(Neudruck: Darmstadt 1967); Barrington Moore, *Social Origins of Dictatorship and Democracy. Lord and Peasant in the Making of Modern World*, Boston 1967, Chap. VIII. 邦訳『独裁と民主政治の社会的起源 近代世界形成過程における領主と農民』宮崎隆次他訳 岩波書店 1987, 第二巻。

- 9) Baranowski, Shelley, "The Sanctity of Rural Life: Protestantism, Agrarian Politics and Nazism in Pomerania during the Weimar Republic", *German History*, IX (1991) 1-22; ders., "Continuity and contingency: agrarian elites, conservative institutions and East Elbia in modern German history", *Social History*, XII (1987), 285-308.
- ここでの農村教会の問題は農村社会における人々の宗教生活を対象とするが、主に農村における教会および牧師の社会的・政治的機能の視点から問題とする。なお、エヴァンスが試みたようないわゆる「心情」あるいは庶民の日常のイデオロギーの問題は今後の課題としたい。Evans, Richard, "Religion and Society in Modern Germany", *European Studies Review*, XII (1982) 249-288.

## 第一章 ポメルン農村社会の変容

### 1. ポメルン農村の伝統的な秩序

シュテティン行政区を中心とするポメルン邦 Provinz Pommern はオーデル河で東西に分かれ、ポーランド北西部のバルト海沿岸地域に広がる奥ポメルン Hinterpommern と、西の表ポメルン Vorpommern で構成される。奥ポメルンは北から海岸沿いに西方へ、ラウエンブルク Lauenburg 郡、シュトルプ Stolp 郡、シュラーヴェ Schlawe 郡、リュージェンヴァルデ Rügenwalde 郡、ケスリン Köslin 郡、ベルガルト Belgard 郡、シヴェルバイン Schivelbein 郡などと連なり、少し内陸東部に入ってビュート Bütow 郡、ルメルスブルク Rummersburg 郡、ノイシュテティン Neustettin 郡、シュターガルト Stargard 郡などで構成される。他方表ポメルンはバルト海沿いにアンクラム Anklam 郡、グ

ライフスヴァルト Greifswald 郡などがあり、少し内陸に入ってパーゼヴァルク Pasewalk 郡などをつらなる地域でなりたっている。

とりわけ奥ポメルンはユンカーの保守主義の牙城と目されている地域である。この地域の大地所有者は 1848 年革命以降「ユンカーの牙城」として、郡会を支配し中央政府の介入にたいして地域社会の自律的秩序を維持していたり。ナウガルト Naugard 郡のヤルヒリン Jarchlin はビスマルク家がクニープホーフ Kniephof など三つの農場を所有していたところである<sup>2)</sup>。この奥ポメルンの北東部は砂地でビート栽培よりジャガイモ栽培に適しており、18 世紀末からジャガイモ生産によって支えられていた。鉄道は 1846 年シュテティンからシュターガルトまで延び、1859 年にケスリン、さらに 1870 年にはシュトルブを経てダンツィヒまで延長された。こうしてこの地域のジャガイモ生産は直接ドイツの市場に結び付けられた<sup>3)</sup>。しかしながら、その保守の牙城も 20 世紀、とりわけドイツ革命以後に大きな変容を遂げていた。その変容ぶりを 1920 年代末から 30 年代にかけて行われたプロテスタント教会の教会視察 (Kirchenvisitation)<sup>4)</sup> の記録から見てみよう。

第一に特徴的なことは、ポメルンの農村における大経営者と労働者の関係が「一般的には落ち着いて」おり、伝統的な家産的秩序に大きな変化はみとめられなかったということである。それは大都市シュテティンを離れた奥ポメルンの東部地区において特徴的であった。例えば、シュトルブ郡は 1932 年段階でもツィツェヴィッツ Zitzewitz 家、プットカマー Puttkamer 家のほか、フォン・バーンデマー von Bandemer 家、フォン・マソ von Massow 家、フォン・リヴォニウス von Livonius 家、フォン・レーン von Löhn 家、フォン・ブラウンシュヴァイク von Braunschweig 家、ショイネマン Scheunemann 家といった古い家柄が郡会議員をしめており、とりわけ大地所有者の勢力が強いところであった。日雇いの労働者は代々同じ農場で働き、たいていの農場主も彼らの面倒をみることは当然のことであると考えていた。労働者たち

の方も主人との共通の生活共同体に深く結ばれていると思っていた。農村では失業は都市ほど強くは意識されず、あちこちにわずかながら認められるだけで、共産党の細胞組織がパラパラと存在していたという程度であった<sup>5)</sup>。ベルガート郡でも多くの農場で所有者と労働者の関係は「いまだ緊密であった」し、小さな町ツェルネファンツ Zarnefanz では113年間ずーっとドレー Drew 家の人々が教員職を父から息子へと代々受け継いでいた<sup>6)</sup>。シヴェルバイン郡の農村部でも状況は流動化しつつはあったとはいえ、全体として村の人々は伝統的に教会を重んじ、農場の労働者も教会中心の生活を維持していた<sup>7)</sup>。さらにシュテティン北方にあるヴォリー Wollin 地区においても、典型的な農村では伝統的な慣習が保たれており、「1918年以降あらゆる状況が新しく衣替えしたことなどほとんど目につかないし、住民はそんなことをいろいろ知ろうともしない」<sup>8)</sup>という。

## 2. ポメルン農村の変化

しかしながら、1920年代末の事態を詳細にみていけば農村の生活に重要な変化が兆していることにも気付かされる。例えば、ヴォリー地区では農村の風習は昔のままで女性の髪型もモダンな「おかつぱ」頭はあまり見られず、夫婦生活も多くの場合真面目であったが、「それでも近代的な考え方がこの農村にも染み込んできている。とりわけハフ湖の沿岸は乱れ、日曜日には大都市（シュテティン）から多くの人々がやって来て、バルト海の海水浴場には海水浴客が押し寄せている」<sup>9)</sup>という。都会ばかりでなく農村からも日曜日には海水浴に出かけ、それが農村における教会に与える影響は無視できないものになっていたという。さらに注目すべきことは若者が教会を離れ、スポーツクラブに熱中しているという現象である。それはシュトルプ郡、ビュート郡、ルメルスブルク郡、シュラーヴェ郡、ベルガート郡などで報告され、若者たちがスポーツクラブに積極的に参加し、教会にくるのは娘たちばかりに

なっていたという。一般にドイツでは1920年代スポーツが盛んになっていた。何万人もの人々が、日曜日にサッカー場に集まったり、自転車レースに夢中になった。夏は水泳・ヨット・ボート、冬はスキーが人気のスポーツとなった<sup>10)</sup>。農村の若者の間でスポーツクラブが盛んになっている地域では、政治的な動きも活発になっていた。特にポメルンとポーランドとの境界域の郡では民族主義的な傾向の団体の影響が強く、政治運動が一層活発であった。例えば、シュトルプ郡では反宗教的なタンネンベルクブントの活動が盛んで、その活動によってこの地区の教会活動は衰微してしまうのではないかとさえ危惧されていた<sup>11)</sup>。ビュート郡とルメルスブルク郡では、同地がヴェルサイユ条約によってポーランドとの国境地帯となって以来、ポーランドやカトリックの影響に反対する民族主義的運動が強まり、スポーツクラブとならんでドイツ国家人民党系の青年団、ビスマルクブント、ヴェアヴォルフの活動が盛んであった<sup>12)</sup>。また、シュロハウ Schlochau 郡でも愛国主義的団体の活動が活発で、教会が政治にたいして消極的な姿勢をとっていることにたいする不信感があったという<sup>13)</sup>。その他、小都市シヴェルバインでもタンネンベルクブントの宣伝が盛んになり、教会からの離脱者の数が増加していた<sup>14)</sup>。シュターガルト郡ではタンネンベルクブントが教会と激しく対立し地域に混乱を引き起こすほどであり、1920年代末には多くの人々が教会を離れたという<sup>15)</sup>。

さらに、バルト海沿岸地域では政党政治的な運動が強まっていたことが特徴的である。ケスリン郡では農村に地方都市ケスリン Köslin やツァノー Zanow から社会民主党の機関紙『奥ポメルン』が持ち込まれ、次第に農村労働者への影響が強まっていた<sup>16)</sup>。また、ベルガート郡においても農村労働者は社会民主党やドイツ共産党の活発な活動の影響を受けていた。シヴェルバイン郡では農村にナチスが進出し、この地域はマルクス主義政党との政治的対立に揺れ動いていた<sup>17)</sup>。さらに、シュターガルト郡では都市部で、労働者は社会民主党、共産党、ナチ党

に分かれて対立し、1930年初頭には共産党とナチスの衝突で死者も出ていたという<sup>18)</sup>。

他方、大土地所有者の日常の生活には大きな変化は見られなかったようである。奥ポメルンのシュタイノウ郡の1000haの農場所有者は、夫人と5人の子供、女料理人1人、料理係の女中2人、部屋係の女中2人、乳母1人、作男1人、家政婦1人、そして御者が1人という「家族構成」であった。また、別の500haの農場所有者は、夫人、女料理人1人、料理係の女中1人、部屋係の女中2人、作男1人、御者1人、洗濯女1人、館の暖房係1人という「家族構成」であった。また別の170haの農場の賃貸経営者は、作男1人、女の家庭教師1人、子もり女1人、部屋係女中1人、女料理人1人、料理係の女中1人、家政婦1人を雇っていた。このような例を数え上げていけばきりが無いが、ここにでてくる女の家庭教師は領主が子供の教育のためにポズナン、ポツダム、ベルリンなどの大都市から特別に呼ぶことが普通であった。しかしながら、大土地所有者の生活に変化がみられないとはいうものの、大土地所有者にとってもこうした使用人たちを雇って家計を維持していく財政負担に耐えていくことは次第に困難になっていたと、社会民主党系の新聞は報道する<sup>19)</sup>。このように、大土地所有者の伝統的な家産的秩序が極めて強く残っているとされている奥ポメルンの農村においても、第一次世界大戦後、とくに1920年代末には農村社会を動揺させるような動きが静かにさまざまなかたちで現れてきていたことを確認することができよう。

1) Fischer, Hubertus, „Konservatismus von unten. Wahlen im ländlichen Preußen 1849/52 — Organisation, Agitation, Manipulation“, in: D. Stegmann / B.-J. Wendt / P.-Ch. Witt (Hg.), *Deutscher Konservatismus im 19. und 20. Jahrhundert*, Bonn 1983, 108, 126 f. ポメルンはスラヴ系言語で「沿岸の土地」の意味である。

2) Engelberg, Ernst, *Bismarck. Urprouße und Reichsgründer*, Berlin

1985, 90 ff.

- 3) Krockow, Christian Graf von, *Die Reise nach Pommern. Berichte aus einem verschwiegenen Land*, Stuttgart 1985, 73.
- 4) 教会視察 Kirchenvisitation は4~5世紀に始まり、教区の信者の信仰・習慣・秩序を視察するとともに、教会の状況・行事・地域を視察し教会の教義と支配を維持するものである。新教の教会視察は1526年に始まった。1925年から32年に行われたポメルンの教会視察委員会にはベルリンの総監を筆頭に地方監督が加わり、視察の行われる当該教区の牧師・地主・教員・視学官・郡会議員・家具職親方・騎兵大尉・高等学校管理職教諭 (Studiendirektor = 高校教諭の最高位)・商人が参加した。各教区で3週間ほどの視察がなされ、教区ではそのために教区をあげた歓迎がなされる。ここでは主にベルリンの福音派教会中央文書館 Evangelisches Zentralarchiv in Berlin (EZB) の史料を利用する。
- 5) „Bericht über die Generalkirchenvisitation im Kirchenkreise Stolp-Altstadt vom 9. bis 28. Mai 1932“, Evangelische Zentralarchiv in Berlin (EZB), 7/17115, Bl. 4.
- 6) „Bericht über die Generalkirchenvisitation im Kirchenkreise Belgard vom 25. Mai-14. Juni 1928“, EZB 7/17069, Bl. 10, 23.
- 7) Brief von Kalmus, Generalsuperintendenten der Provinz Pommern, vom 26. Aug. 1931, betr. Bericht über die Generalkirchenvisitation im Kirchenkreise Schivelbein vom 6. bis 22. Mai 1931, EZB, 7/17105, Bl. 2.
- 8) „Bericht über die Generalkirchenvisitation im Kirchenkreise Wollin vom 20. Mai bis 2. Juni 1930“, EZB, 7/17123, Bl. 2.
- 9) Ibid., Bl. 5.
- 10) Laqueur, Walter, *Weimar. A Cultural History 1918-1933*, London 1974, 34. 邦訳『ワイマル文化を生きた人々』脇圭平ほか訳、ミネルヴァ書房1980, 41. ラッカーによれば、知識人はスポーツを「魂のない行為」と否定するものと、スポーツは精神的な目的があると評価するものとに分かれ、プレヒトはスポーツを「精神的な価値」としてみることに反対したという。だが、バイヤーによればヴァイマル時代、体操 Turn の団体とスポーツ Sport の団体は政治的な性格を帯びていたとはいえ、スポーツは体操と異なりイデオロギー性の弱いものと考えられていたという。また、M. ミュラーによれば体操は政治的な目的と直接結びつき、身体全体の balan

スの取れた訓練であるのにたいして、スポーツは成果を追求するものが中心であって、競争、勝利、記録が重視された。スポーツはイギリスからヨーロッパ大陸に移ってから、体操と対立するようになったという。Beyer, Erich, „Sport in der Weimarer Republik“, in: Ueberhorst, H. (Hg.), *Geschichte der Leibesübungen*. Teilband 3/2: *Leibesübungen und Sport in Deutschland vom Ersten Weltkrieg bis zur Gegenwart*, Berlin 1982, 657-700; Martin L. Müller. „Turnen und Sport im sozialen Wandel. Körperkultur in Frankfurt am Main während des Kaiserreichs und der Weimarer Republik“, *Archiv für Sozialgeschichte*, Bd. 33 (1993), 107 も参照。しかし、史料にはスポーツクラブ Sportverein とあり、ポメルン農村で問題とされたスポーツクラブには政治的な団体も多かったと思われる。なお、アイゼンベルクによれば、ヴァイマル期に人気があったスポーツの種目はサッカー、陸上競技、射撃、乗馬などであり、ナチスの突撃隊のような政治的戦闘集団が射撃とかボクシングとか柔道など戦闘的なスポーツに積極的に汗を流したという。史料にある水泳・ボート・スキーは人気のベスト 10 のうち 7～9 位であり、自転車レースは 1930 年代になると自動車に代わった。Eisenberg, Christiane, „Massensport in der Weimarer Republik. Ein statistischer Überblick“, *Archiv für Sozialgeschichte*, Bd. 33 (1993), 165 ff.

- 11) Siehe Anm. 5/I, Bl. 2. タンネンベルクブントについては Kurt Finker, „Tannenbergs-Bund. Arbeitsgemeinschaft völkischer Frontkrieger- und Jugendverbände“, in: Dieter Fricke, u. a. (Hg.), *Lexikon zur Parteiengeschichte. Die bürgerlichen und kleinbürgerlichen Parteien und Verbände in Deutschland (1789-1945)*, Leipzig 1986, Bd.4, 180-83.
- 12) Brief von D. Kalmus, Generalsuperintendenten der Provinz Pommern (Ostsprenzl.) an den Evangelischen Oberkirchenrat vom 3. Aug. 1925, betr. die in den Kirchenkreisen Rummelsburg und Bütow vom 7.-28. Mai 1925 abgehaltene Generalkirchenvisitation, EBZ 7/17070, Bl. 3.
- 13) Brief vom Generalsuperintendenten der Provinz Grenzmark Posen-Westpreußen an den Evangelischen Oberkirchenrat vom 3. Juni 1931, betr. Genralkirchenvisitation im Kirchenkreise Schlochau, EBZ 7/17107, Bl. 2.
- 14) Siehe Anm. 7/I, Bl. 3.

- 15) „Bericht über die Generalkirchenvisitation im Kirchenkreise Stargard vom 23. bis 4. Juni 1930“, EBZ, 7/17092, Bl. 4. シュターガルト教区の信者 42,000 (その内訳はシュターガルト市内 33,000, 農村部 9,000) のうち 1928 年に 70 名, 1929 年に 47 名, 1930 年にも多少の信者が教会を離れた。Ibid.
- 16) „Bericht über die Generalkirchenvisitation im Kirchenkreise Köslin vom 3. bis 27. Mai 1929“, EBZ, 7/17092, Bl. 2.
- 17) Siehe Anm. 7/I, Bl. 10.
- 18) Siehe Anm. 15/I, Bl. 4.
- 19) *Pommerscher Landbote*, vom 3. 2. 1927; Liselotte Schwiers, *Das Paradies liegt in Pommern*, München 1991, 18 ff. 19 世紀だが, 農村の奉公人については, 若尾祐司『ドイツ奉公人の社会史』メネルヴァ書房, 1986, 第 4 章参照。

## 第二章 農場経営管理者と農村労働者

### 1. 経営管理者の機能

ここではポメルンの農村社会の変容を農場経営の内部から探ってみる。そこでまず、農場経営の実質的な管理業務を担っていた経営管理者 (Betriebsleiter) に注目してみたい。ほとんどの大土地所有地においては、経営を管理するのはこの経営管理者であって、農場の所有者自身ではなかった。この経営管理者がユンカー経営の歴史に登場するのは遅くとも 18 世紀後半のことのようであり、彼らは農場の所有者に雇用される存在であった。彼らは地域によって Güterdirektor, Gutsvorsteher, Inspektor, Administrator などの呼び方をされていた。ここで経営管理者という訳語をあてたのは、Direktor (管理監督) とか Vorsteher (理事長・事務長), あるいは Inspektor (視察官) とか Administrator (管理者) といった名称はそれなりに彼らの実態を反映したものと思われることと、その実際の機能からも Leiter 指導者・主宰者というよりも管理というほうが相応しいと考えられたからである。

この経営管理者の具体的な立場や権限は経営上とくに定まったものがあつたわけではなく、彼の個人的な資質、教育・学歴、経験、組織能力、経営手腕、視野の広さなどによって異なっていた。また、土地所有者がどの程度その経営指導者の能力を信頼していたかにも左右されていたという。したがって、大土地所有者が細かなことに介入しなければ、経営管理者は自らの能力でその経営の実務のみならず、経営改善・機械化・合理化など重要な経営方針にも手腕を発揮して経営の安定化も実現できた。例えばポーゼン行政区のグルスキ Gluski 農場の経営管理者は在地の軽便鉄道や乳牛管理組合の経営者であり、警察機構をも牛耳る実力者であつたという。さらに、19世紀末の経営管理者はかなり高度の専門教育を受けていたし、またそうした専門的な実際教育なくしては農業経営の成功も見込めなかつたであろう<sup>2)</sup>。

ところで、一般に農業経営者 Landwirte とは大学や専門学校で農業の高等教育を受け、実際に農業を営む人々のことを指してはいるが、彼らは大きく三つのカテゴリーに分かれる。第一のカテゴリーは大規模な農場を所有しその農場経営を他人である経営管理者に任せているもので、ユンカーと呼ばれる経営者の多くはこれである。第二は比較的小規模の土地を所有しその農地を自らの家族などで経営するもので、彼らは多くの場合農民 Bauer と呼ばれる自立経営者である。第三は大小の農場を賃借して経営する者 Pächter である。第三の経営は農場所有者が実際の経営を行わないという点では第一の場合と同じではあるが、第一の場合が専門の管理者を雇用して農場の経営管理を委ねるのにたいして、農場そのものを他人に賃貸してその全てを委ねるという点で第一の経営と違ってくる<sup>3)</sup>。また、経営管理という点からみれば、第一の場合には経営管理者が被雇用者ではあつても、彼が現実の経営者として常に対外的に農場経営を代表する立場にあつたわけで<sup>4)</sup>、第一と第三の双方の場合とも農場経営が成功するか否かは、農場経営管理者の経営的能力ないしは経営の管理能力にあつた点ではかわりがない。しかしながら、農

場所有者と経営管理者とは雇用＝被雇用の雇用関係にあるとはいえ、経営管理者は農場所有者の私的な家族関係に「使用人」として深く関わっている存在であった。これにたいして第三の場合は、貸借者は経営の収益から賃借料を賃貸者に支払うにすぎず、土地所有者との家産的な関係は存在しない。

ここで農場での経営管理者の実際の仕事内容を見てみよう。彼の仕事を一口で言うならば、農場の経營業務と労働秩序維持の狭間におかれていたといえよう。彼が実際の経營業務でどのような機能を果たすかについてはすでに簡単に述べたが、労働秩序の維持については現場の農場で農場労働者の労働密度の管理が重要な仕事となる。経営管理者は農場現場で個々の農場労働者が怠けていないかなどを四六時中監督監視することが要求され、いきおい、彼は個々の農場労働者の行動を管理するばかりでなく、その家族さらに彼らの生活世界全般と直接関わらざるをえなくなるといえよう。とりわけ集団的な作業が必要とされる大農場の場合は、その日の定刻にどれだけの農場労働者が集合しているかなどによって作業プランも大きく変わってくるなど、農場労働者の個別のかつ日々の心理的な労働意欲や身体的な労働条件の把握も必要とされる。その具体例を示してみよう。残念ながら 19 世紀末の例ではあるが、奥ポメルンのノイシュテティン近くにおけるダメロー Damerow 農場の管理者は、足が悪く十分な仕事ができない年老いた農場労働者を口汚く罵り暴行を加えたりする。そうした労働者の存在は管理者にとって農作業の効率性をさまたげるものであったと考えられる。けれども、管理者は年一回の「馬鈴薯結婚式」と呼ばれる一種の収穫祭の際には農場労働者たちと一緒に飲めや歌えやお祭り騒ぎをし、農場労働者の妻たちときかんにダンスに興じるという。そして、彼女の亭主たちは自分の妻が農場管理者のダンスの相手にされたことを満足に思っているという<sup>5)</sup>。こうした人格的で個別的な労働管理が必要なところには、農場所有者が管理に口をはさむことはほとんどなかった。それどころか農場労働

働者が多くなれば、労働管理は独立性を高めた。経験ゆたかな農場管理者でさえも直接自分が乗り出すのではなく信頼できるこがいの労働者の助言や協力にたよらざるをえなかったのである<sup>6)</sup>。工場労働にあっては、一般に利害関係は総じて匿名の関係、金銭的な損得関係にあると言えようが、農場においてはかなり異なっていた。農場労働での利害関係は経営管理者と農場労働者の直接的な人格的關係に大きく左右されたといえるのである。

さらに、経営管理者には外部からの介入にたいしてこうした「人格的」な農場内部の「経営共同体」秩序を防衛することが求められた。例えば彼らには社会民主党系の労働組合運動など外部の政治勢力の浸透を排除して農場の秩序を防衛することが要求されていたのである。経営内の賃金問題でも彼らの役割は大きかった。たしかに、賃金契約はドイツ革命以後、当該郡の農村同盟の労務担当である雇用者グループ Arbeitgebergruppe とその地域の被用者グループ Arbeitnehmergruppe とで構成される賃金委員会 Lohnkommission で「合意」された労働協約によって決められており、なにか問題が生じた場合の調停もこの賃金委員会が調停機関としての機能を果たしたのである<sup>7)</sup>。しかし、経営内部の作業共同体の維持についてはあくまでも個々の経営者の問題であった。例えば、個々の経営内部で、社会民主党系の組合員が経営評議委員 Betriebsrat を選出したような場合には、経営管理者が農場所有者の全権代表として交渉にあたるのが通常であった。同じように労働案件が労働裁判所に持ち込まれた場合においても経営者を代表することが経営管理者に求められたのである。つまり、経営の共同体秩序の維持・防衛は経営管理者の最も重要な役割の一つであった。ポメルン農村同盟の雇用者グループの代表フレミング (Richard von Flemming-Paatzig) によれば「われわれの労働者政策は経営内の作業共同体活動 Arbeitsgemeinschaft にその基礎を置き、経営内でこの作業共同体の考えに敵対するあらゆる現象と常に闘うことにある」という。そして彼は「赤色

労働団体が被用者に浸透してくることにたいして農場管理者は決して油断してはならず、彼は絶えずこれと闘いこの毒の源を取り除くように注意していなければならない」<sup>8)</sup>と述べているのである。ここにみられるように、ポメルンにおける労働秩序は一応はポメルン農村同盟の雇用者グループと被用者グループとの交渉による協約に基づくものではあったが、実際の農場における労働秩序は経営管理者によって維持されていたといえるのである。

## 2. 経営管理者の機能の変化

第一次世界大戦後の農業経営における重要な変化は農業の高度化・機械化にともなう経営スタイルの変化であった<sup>9)</sup>。これにともなう農業労働も複雑化し、経営管理者の仕事も一層の注意力と集中力を必要とされるようになった。1927年10月に行われたプロイセン政府のある農業委員会での報告の内容からそうした経営管理者の機能の変容を紹介してみよう。それによれば、10ha以下の農場では経営管理者は労働者とともに農場で働いているが、戦後の機械化によって農業労働の労働時間が短縮されたことともに、彼らの労働時間も短縮された。次に10haから30haの農場では、経営管理者は戦前は労働者とともに働いていたが、戦後は農場での実際の労働を離れ、かなりの時間を経営に費やさねばならなくなった。さらに30haから80haの農場では、戦前は種蒔き期と収穫期には労働者とともに労働に従事したものの、戦後では一層経営に時間を取られるようになった。最後に、80ha以上の農場では戦前も戦後と同様に経営管理者は経営にのみ関わっているが、とりわけ大経営では経営にさえ時間を取ることが困難になり、経営管理者は委員会活動や会議に時間を取られるようになっていた<sup>10)</sup>、という。このような第一次世界大戦後の農業の機械化を具体的に押し進めたのは経営管理者たち自身であったし、どの機械がその経営に最も適切かを判断し、経営の電化を進めたのも彼らであった。さらに、とりわけ大農場の彼らは経

営と農場の作業効率を引き上げるために簡易農場鉄道をも敷設したり、その農場鉄道や運搬トラックを利用してをビートなどの農作物の運搬や農村労働者の移動に利用したのである<sup>11)</sup>。その結果、経営管理者にたいする経営上の要請や負担はますます増大し、第一次世界大戦後は農場管理者は実際の農作業を離れざるをえなくなり、それは経営管理者は経営指導や経理に専念できるようにすべきであるという圧力となっていたのである。

しかしながら、機械化の時代になったからといって経営管理者と農村労働者との人格的関係が解消したわけではなかった。経営管理者が実際の農場作業から離れば離れるほど農場労働者の把握は次第に疎遠になっていかざるをえない。しかしながら、機械化・効率化の時代においても農場経営が順調に行われる条件は、農場労働者の農業にたいする心理的な意欲を経営管理者がどの程度把握するかの問題にあったことは否定できない。土地所有者も農業労働の生産性は農業労働者の農業にたいする意欲、さらには経営管理者の彼らにたいする経営内の権威という心理的要素が大きいことを認めている。例えば、ザクセンの経営者は若者たちが農作業の馬にたいする関心を失ってしまったため、土曜日から月曜日の午前中までの農場作業が停止してしまうこと、そのために馬など家畜の日曜日の世話は農婦の超過労働に頼らざるをえなくなっていること、さらには経営管理者が毎朝どれだけの労働者が農場に「出勤」してくるのかも掴めなくなっていることを嘆き、農場の作業の集中度が極めて悪化していることを報告している<sup>12)</sup>。また、彼は婦人が彼の農場に寄りつかなくなり、20名から80名の男子労働者が働いているものの、彼らの妻の一割ほども農場労働に関わらないため、ポーランド人労働者を雇わざるをえないという。こうしてかつては経営管理者が農場労働者たちにたいして持っていた「権威」は極端に低下していると、報告されている<sup>13)</sup>。また、機械化時代の新しいタイプの若い経営管理者は機械・肥料・耕地・耕作にたいする知識は確かに充分備えてはいても、い

まだ具体的な経験に乏しく、農場労働者たちの彼にたいする信頼度も決して高くはなかった。また、彼のほうでも年配の経験ゆたかな農場の専門家や会計担当や農場職人たちの助言に耳を傾けることも少ないという<sup>14)</sup>。

さらに、農村の若者たちが農業以外に人生設計を立てて、社会的上昇をめざそうとする傾向も強まった。とりわけ14才から18才の若者のあいだでは、農業労働が軽蔑され、工場労働に関心が向いていった。このことは彼らの単なる都会生活への憧れだけではなく、資格を得たいという自己向上意欲の現れでもあり、自己実現の意欲の現れでもあったと考えられる。さきのプロイセン政府農業委員会での郡長マンキエヴィッチ Mankiewicz の発言によれば、高い教育を受けたいという若年労働者の意欲は極めて強いにもかかわらず、農村において教育を受ける機会は極端に少ない。農村労働者が二流の労働者と考えられるようなことは決してあってはならず、あらゆる農業労働は国家の官吏が行う業務と全く同じ価値をもつものと考えられねばならない。そして農村労働者の教育を受けたいという向上意欲に応えるために、農村における教育の機会を広げることができるならば、経営者にたいする批判も回避することができるであろうと主張している<sup>15)</sup>。そして、ポメルンにおいては専門的訓練を受けた農村労働者にたいして検定試験を実施し、「熟練労働者」、「農場親方」などの資格を与え、農村労働者としての自覚をも高めるべきだとの提案もなされたのである<sup>16)</sup>。

これらのことは、農場にたいする忠誠心に基づく伝統的労働秩序が内部から変質しはじめ、かつては農村労働者には自立的な精神が見られなるといわれた農村社会にも次第に深いところからの変化が進行しつつあったことを示しているといえよう。1931年5月に実施されたと思われる国際労働局 Internationales Arbeitsamt〔ILO事務局〕とローマの国際農業研究所 Internationales Landwirtschaftliches Insitut の代表団の調査報告からポメルンの離村に関する状況の部分を見てみよ

う。それによれば、彼らは単に農村における低賃金など生活の苦しさからだけ農業を離れるのではなく、都会生活の影響を受け、農村の生活環境、そして政治的な圧力（例えば社会民主党系の農村労働運動に関わりをもったものにたいする圧力などが考えられる）から離村する。そのほか、現実の結果として農村婦人に集中する強制的労働、文化・医療面での不十分な対応、社会保障制度（傷害・失業保険）などの問題があったという。したがって、農村労働者は自分の子供たちを農業以外の職業に就かせるような教育を与えようとする。第一次世界大戦前のように農場にたいする単なる忠誠心によって自己犠牲を強いることはもはや困難になり、住宅の改善などを含め、社会的上昇のわずかの機会をも利用して個人生活の改善が求められるようになったという。このように農村の婦人や若者たちを中心にポメルンの農村労働者の家族にも生活・文化・人生設計の面で変化の兆しが広がっていたことを確認することができよう<sup>17)</sup>。

- 1) Carsten, Francis, *Geschichte der preußischen Junker*, Frankfurt/M 1988, 75. ビスマルク家が19世紀初頭アルトマルクからポメルンに移った際も、農場の経営と農民の管理は経営管理者にまかせていた。Engelberg, *Bismarck*, (Anm. 2/1), 51, 54, 89.
- 2) Müller, Hans-Heinrich, „Pächter und Güterdirektoren. Zur Rolle agrarwissenschaftlicher Intelligenzgruppen in der ostelbischen Landwirtschaft im Kaiserreich“, in: Heinz Reif (Hg.), *Ostelbische Agrargesellschaft*, 269ff; Friedrich Aereboe, *Allgemeine landwirtschaftliche Betriebslehre*, Berlin 1923, 270 ff. フリードリヒ・エーアボは経営管理者の実態について具体的な研究を残したが、彼自身1899年から1904年までブランデンブルク邦の下ラウズィッツのブリュール伯農場（5500 haの耕地と16500 haの森林）の経営を管理し、労働者・従業員を統括していた。彼は自らの経験と研究に基づいて、農業経営にかんしての多くの研究業績を残している。

社会民主党系の農村労働者連盟 *Deutscher Landarbeiter Verband* は、経営管理者は農村労働者と同じ被用者であるという立場をとっていた。*Pommerscher Landbote. Organ für die werktätige Landbevölkerung in*

- der Provinz Pommern. Mitteilungsblatt des Gaues Pommern des Deutschen Landarbeiter-Verbandes*, vom 28. 6. 1928. 実際、彼らの賃金は一般労働者と同じく、ポメルン農村同盟の賃金協約 *Tarif-Vertrag* で規定され、1930 年の場合で一般労働者より 2 割程度高い賃金を得ていた。
- „*Tarif-Vertrag zwischen der Arbeitgeber- und der Arbeitnehmergruppe der Kreisgruppe Regenwalde des Pommerschen Landbundes*“ vom 24. 4. 1930, Bundesarchiv Potsdam, 36.03 Reichsnährstand/156, Bl. 71-72b.
- 3) Aereboe, *Allgemeine landwirtschaftliche Betriebslehre*, 122 f.
  - 4) *Ibid.*, 623, 626. 統計上は彼らは Betriebsleiter として一括されており、個々の経営の統計的基礎単位である。 *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 412, II, *Landwirtschaftliche Betriebszaehlung vom 16. Juni 1925*, Berlin 1931, 81.
  - 5) Rehbein, Franz, *Das Leben eines Landarbeiters*, Hamburg 1990, 49 ff. レーバインは 1870 年代初めの生まれと思われる農村労働者である。ノイシュテティンを 14 才のときに離れ、いわゆる「ザクセン渡り」としてシュレースヴィヒ=ホルシュタインに移った。その後社会民主党員として活動したという。この『回想録』の史料の信憑性についてはさまざまな問題点があるが、子供の時の思い出としてここに引用したことは充分信頼性があると思われる。
  - 6) 81. (öffentliche) Sitzung des Unterausschusses II, für Landwirtschaft, abgehalten in Berlin am Freitag, den 28. Oktober 1927, Staatsarchiv Dresden, Ministerium des Inneren /15851, Bl. 189.
  - 7) Flemming, „Landarbeiter zwischen Gewerkschaften und ‚Werksgemeinschaft‘“, (Anm. 5/Einl.) 400 f.
  - 8) Brief von Flemming, zweiten Vorsitzenden des Pommerschen Landbundes, vom 15. April 1929 an Vorsitzenden der Kreisarbeitgebergruppen des Pomm. Landbundes, Vorpommersches Landesarchiv Greifswald, Rep. 60/2423, Bl. 145-48.
  - 9) Hermann, Klaus, „Die Veränderung landwirtschaftlicher Arbeit durch Einführung neuer Technologien im 20. Jahrhundert“, *Archiv für Sozialgeschichte*, XXVIII (1988), 203-37; Heinz Haushofer, *Die deutsche Landwirtschaft in technischer Zeitalter*, Stuttgart 1963. 邦訳『近代ドイツ農業史』三好正喜・祖田修訳, 未来社 1973.

- 10) 81. (öffentliche) Sitzung des Unterausschusses II (Anm. 6/II), Bl. 9 f.
- 11) Ibid., Bl. 17 f., 129 f.
- 12) Ibid., Bl. 54, 66.
- 13) Ibid., Bl. 69.
- 14) Ibid., Bl. 197 f.
- 15) Ibid., Bl. 189.
- 16) Ibid., Bl. 212. ドイツ社会一般における資格の機能については望田幸男編『近代ドイツ＝「資格社会」の制度と機能』(名古屋大学出版会, 1995)の諸論文を参照。ただし、農業における資格についての言及はない。
- 17) „Reisebericht“, Geheimes Staatarchiv Preußischer Kulturbesitz Merseburg, Rep. 87B/269, Bl. 246 f.この調査旅行は5月に行われたとあるが、行われた年は内容から見ておそらく、1931年であろう。調査はユンカーの利益代表者でもある郡会議員 Landrat にたいする聞き取りで行われている。郡会議員とユンカーの関係については Lysbeth Muncy, “The Prussian Landräte in the Last Years of the Monarchy: A Case Study of Pommerania and the Rheinland in 1890-1918”, *Central European History*, VI(1973) 299-338. 農村労働者の状況については足立芳宏「後期ワイマル時代のグーツの世界——近代ドイツ農村社会と農業労働者——」『社会科学』(同志社大学人文研究所) 54号 1995, 172-216も参照。

### 第三章 村の教会と農村労働者

#### 1. 大土地所有者と牧師

ポメルン農村社会の秩序を支えた柱としてプロテスタント教会の村の牧師の存在を考えねばならない。ポメルンにおけるプロテスタント教会の村の牧師は農村労働者の生活にとっても重要な存在であり、農村の若者・婦人の精神生活に対する影響は大きかった。

毎日曜日、村の教会堂には敬虔な村民たちが礼拝に集まる。教会堂の秩序は村の秩序そのものを示している。その村の大土地所有者の一家は一段高い座席から集まった村人たちを睥睨している。講壇には牧師が立

ち、村人たちは彼を見上げて彼の説教を聞いている。大土地所有者の一家は一段高い二階席から牧師を見下ろしている。牧師は中間的な立場に置かれているが、村人たちの尊敬を集めている。洗礼、結婚式、葬式という人生の三つの重要行事において牧師の存在は不可欠である。しかし、牧師は経済的に決して豊かではない。確かに牧師は大学でアカデミックな訓練を受け、教養を積んだ「教養市民層」に属する人々であった。しかし、牧師の出身階層は牧師職をはじめ、手工業者・小商人・小学校教員が多かった。農民出身の牧師は少なかったが、貴族がどんなにキリスト教に熱心だからといって、牧師の職を選択するなどという例はほとんどみられなかった。その上、新任の牧師一家は馴染みのない村で極度の孤立状態におかれるという。事実、全く異なった生い立ちと全く異なった精神と職業的な背景に育った牧師は自分が所属意識を持たない村落共同体の人々と表面的にはあれ一定の関係を築かなければならず、牧師夫人や子供たちもそれと同じ重荷を背負うこととなったのである<sup>2)</sup>。また、牧師の立場は村人と領主との間にあって中間的ではあっても、決して自立したものではなかった。村の教会のパトロンは多くの場合その地の大地所有者であり、牧師は大地所有者の一家と一緒に食事をすることもあり、牧師の子供たちが大地所有者の子供たちと遊ぶことなどを通じて家族ぐるみの親しい間柄にあることもある。しかし、そこにははっきりとした壁が存在する。牧師は大地所有者の夕食に招待されることはあっても、大地所有者同士の家族の集まりに招かれることはまちがってもありえない。また、領主の行う冬の狩りの夕食会でも牧師の姿を見掛けることはまずない。領主の目からみて牧師のイメージには少々経済的に豊かではあっても結局雇い人にすぎないとか、あるいはお抱えの家庭教師として雇われた人間というような貧しさの臭いが漂ってくるのであるという<sup>3)</sup>。実際、牧師一家の住まいの牧師館は普通の農村労働者の家屋を少しばかり大きくした程度のもので、造りはそれとほとんど変わらないものであった。屋根は茅葺きで、雨が降れば部

屋のあちこちにバケツをおかなければならないありさまであったという<sup>4)</sup>。ポメルンの大土地所有者は村人たちを支配するのみではなく、こうして牧師をも支配していた。彼ら大土地所有者は村の有力者として、村のプロテスタント教会を維持し、牧師をも任命していた。1924年から1928年にポメルンで就任した牧師たちの優に60%は大土地所有者の意向によって就任していたのである。村の教会が土地のユンカーの家の紋章を掲げていることはごく普通のことであったという<sup>5)</sup>。

当時のナチスのガウ指導者の報告によっても、ポメルンの農村にはヴェストファーレンやハノーヴァーやシュレスヴィヒ=ホルシュタインのように自律的な農民はほとんど存在せず、農民は一般に大土地所有者に経済的に依存するばかりか人格的にさえ依存していたという。従って、村の集会はいきおい大土地所有者の取り仕切るところとなったという<sup>6)</sup>。それは婦人たちの世界においても同様であった。大土地所有者の奥がたや娘たちは村の婦人たちの生活の中心的存在であり、牧師夫人が本来その教区で果たすべき役割をもとってかわることがあった<sup>7)</sup>。彼女たちは病人や老人を見舞うだけではなく、冬の長い夜は村の婦人たちに毎週聖書の話聞かせる講習会を二時間・三時間と開き、村の婦人たちは糸車などを回す内職をしながら、領主の奥がたの話に耳をかたむけていたという<sup>8)</sup>。

## 2. 農村労働者の変容とプロテスタントの牧師

すでに述べたように農村における宗教的無関心はとりわけ若者のあいだにかなり広がっていた。こうした状況においてプロテスタント教会が抱えた課題は、信仰の世界と政治の世界との関係を立て直すということであった。つまり、信仰の世界を現在の政治的・社会的問題に適應させることであった<sup>9)</sup>。プロテスタント教会は全体としてはカップ一揆やヒトラー一揆などヴァイマル共和国にたいする極右からの攻撃に同調することもなかったが、共和国を支持する姿勢をみせることもないという

アンビヴァレントな対応をとっていた<sup>10)</sup>。しかし、教会は教会から離れた若者たちを再び教会に取り戻すためには、新たな労働者の運動として福音派労働者協会 (evangelischer Arbeiterverein) を結成し、ポメルンにその運動を展開し始めていた。当初ベルガート教区やケスリン教区、ビュート教区やルメルスブルク教区などで、牧師自らがその福音派労働者協会の世話をするという試みがなされた。しかし、福音派労働者協会の結成は都市においてはともかく、農村においてはなかなか教会の思惑通りには進展しなかった。ベルガート教区でも「農村で充分な理解が得られない」と報告されていたし、ケスリン教区でも「大土地所有者と農家の理解がまだほとんど得られていない」と報告されていた。ビュート教区やルメルスブルク教区では「農村労働者は社会民主党系の組合連合をほぼ離脱し、農村同盟に心を開いた。これで経営者と従業員の関係が協調的なものになる道が開かれたにもかかわらず、福音派労働者協会はいまだに結成されていない」<sup>11)</sup>と報告されている。このように農村労働者が社会民主党系の組合運動を離れることは、そのまま福音派労働者協会の拡大には直結しなかった。それはユンカーに協調的な農村労働者運動の「抵抗」があったためである。

たしかに、ユンカー経営に協調的な農村労働者同盟は教会の権威が農村社会で維持されることを強く期待していた。事実、その機関紙『全国農村労働者同盟』は「教会に敵対する勢力は強大になった。無神論の運動が勝利しつつある。神と人間の権威は地に落ち、家庭の崩壊は恐るべき水準にまで達してしまった。親の権威は低下し、教育が必要であったにもかかわらずそれを受けなかったがために、親にたいする尊敬の念を持たない若者が増えている。倫理、生命、財産にたいする重大な犯罪が繰り返されている」<sup>12)</sup>と報じていた。しかし、彼らは農村の労働界に教会自身が福音派労働者協会として進出してくることに協力する意思は示さなかった。彼らは、福音派労働者協会によって自分たちの労働組合書記が福音派の運動のために働かせられ、本来の仕事が手薄になるとい

う大きな危険が生じている主張し、福音派労働者協会のみずからの力で組織建設の努力をすべきだとの対応を示したのである<sup>13)</sup>。

他方、1920年代末ポメルン農村ではいまひとつ「ドイツ教会」Deutschkircheの浸透が無視できないものとなっていた。この「ドイツ教会」の運動は第一次世界大戦後、プロテスタント教会内部に生まれた民族主義的・反ユダヤ教的な教義を唱え、「郷土意識とドイツ意識」の強いゲルマン的キリスト教を主張するグループであった<sup>14)</sup>。このグループは東プロイセン、ブランデンブルク、シュレーゼン、ザクセン、そしてポメルンなど福音派教会古プロイセン連合(Evangelische Kirche der Altpreußischen Union)の支配する地域教区において勢力を持っていた。彼らは1929年の教会会議選挙では9議席を獲得し、この五つの地域教会では最大の勢力を形成していた<sup>15)</sup>。この「ドイツ教会」の牧師たちは政治活動に特に積極的であった。例えば1932年11月の総選挙にさいしては、アルンスヴァルデ郡ゲルツロー Gerzlowのある牧師はナチス支持の選挙活動を展開した。彼は自分の署名を入れたビラに「ナチスの農場主フォン・ヴェーデル・ゲルツロー v. Wedel-Gerzlowは他の農場主と違って政府の緊急指令に同調しないで賃金カットを実施しなかった」と書き込んで配って回ったという。こうした「ドイツ教会」の牧師たちの政治活動はそのほかのところでもさかんになっていたのである<sup>16)</sup>。

牧師ばかりでなく、教会員たちが「ドイツ教会」の立場を支持し、牧師にたいして「ドイツ教会」の立場から説教することを求めるということさえあったという。ヴォリン教区ではすでに1930年段階で「ドイツ教会は多分いまのところそれ自身としては組織的な拠点を獲得してはいないであろうけれども、『ドイツ信仰』が少なからざる人々の心をとらえている。…ある牧師はドイツ思想で説教をし『ドイツキリスト教』ごとき内容のものを話さねばならない<sup>17)</sup>」との報告がなされている。また、シュタルガート教区では60才になるドイツ教会派の牧師が「ド

イツ教会の話をし、教会はもっと影響力を持たなければならない」と述べているとの報告もなされている<sup>18)</sup>。

- 1) Bormann-Heischkeil, Sigrid, „Die soziale Herkunft der Pfarrer und ihrer Ehefrauen“, in: Martin Greiffenhagen (Hg.), *Das evangelische Pfarrhaus. Eine Kultur- und Sozialgeschichte*, Stuttgart 1991, 149-175, 163.
- 2) Kramer, Karl, „Pfarrhaus und soziales Umfeld“, in: Martin Greiffenhagen (Hg.), *Das evangelische Pfarrhaus*, 211. 因みに、ドイツ語の牧師 Pfarrer の語源はギリシア語の paroikia (よそものとして町に住むの意)。キリスト教徒は天国を故郷と考え地上の町では市民権を持たずよそものとして生活するということからくるという。
- 3) Krockow, *Die Reise nach Pommern*, (Anm. 3/1), 160 ff.
- 4) Kramer, „Pfarrhaus und soziales Umfeld“, 213.
- 5) Baranowski, Shelley, „The Sanctity of Rural Life: Protestantism, Agrarian Politics and Nazism in Pomerania during the Weimar Republic“, *German History*, IX (1991), 9 ff.
- 6) Brief Karpensteins, Gauleiter Pommern der NSDAP, vom 12. 4. 1934 an den Preußischen Minister des Innern, Bundesarchiv Potsdam, 36.01/1803 Bl. 246-48.  
カルペンシュタインによれば、ポメルンはどこにも大農場主がいて村の集会は成り立たないという。
- 7) Baranowski, „The Sanctity of Rural Life“, 10.
- 8) Krockow, *Die Reise nach Pommern*, 146 ff. 後にナチ婦人会が同じようなことを試み、「文化の夕べ」という集いを催したという。Ibid.
- 9) この点については Jacobs Manfred, „Kirche, Weltanschauung, Politik. Die evangelischen Kirchen und die Option zwischen dem zweiten und dritten Reich“, *Vierteljahrsheft für Zeitgeschichte*, Jg. 31 (1983), 108, 113. が参考になる。
- 10) Nowak, Kurt, *Evangelische Kirche und Weimarer Republik. Zum politischen Weg des deutschen Protestantismus zwischen 1918 und 1932*, Göttingen 1981, 172f.
- 11) „Bericht über die Generalkirchenvisitation im Kirchenkreise Belgard vom 25. Mai - 14. Juni 1928“, EZA, 7/17069, Bl. 3 f.; „

- Bericht über die Generalkirchenvisitation im Kirchenkreise Köslin vom 3. bis 27. Mai 1929“, EZA, 7/17092, Bl. 3; Brief von Kalmus, Generalsuperintendenten der Provinz Pommern, vom 3. Aug. 1925 betr. „Die in den Kirchenkreisen Rummelsburg und Bütow vom 7.-28. Mai 1925 abgehaltene Generalkirchenvisitation“, EZA, 7/17079, Bl. 3.
- 12) *Der Reichslandarbeiterbund*, Berlin (Reichsausgabe), vom 20. Apr. 1932.
- 13) „Evangelische Standesbewegung oder Gewerkschaft?“, *Der Reichslandarbeiterbund*, Berlin (Reichsausgabe), vom 5. Sept. 1932.
- 14) 「ドイツ教会」については Kurt Meier, „Der. ‚Bund für deutsche Kirche‘ und seine völkisch-antijudaistische Theologie“, in: Kurt Nowak/Gérard Raulet (Hg.), *Protestantismus und Antisemitismus in der Weimarer Republik*, Frankfurt/New York 1994, 177-98; Kurt Nowak, *Evangelische Kirche und Weimarer Republik. Zum politischen Weg des deutschen Protestantismus zwischen 1918 und 1932*, Göttingen 1981, 247 ff.このグループの教義はナチ党綱領の第 24 条の立場に近い。
- Feder, Gottfried, *Das Programm der NSDAP und seine weltanschaulichen Grundgedanken*, München 1930, 22.
- 15) Nowak, *Evangelische Kirche*, 248. 因みに「ドイツ教会」は 1925 年の教会会議選挙でも 7 議席と最大の勢力を選出した。
- 16) „So dient man der evangelischen Kirche schlecht“, *Der Reichslandarbeiterbund*, Berlin (Reichsausgabe), vom 20. Dez. 1932.
- 17) „Bericht über die Generalkirchenvisitation im Kirchenkreis Wollin vom 20. Mai bis 2. Juni 1930“, EZA, 7/17123, Bl. 3 f.
- 18) „Bericht über die Generalkirchenvisitation im Kirchenkreise Stargard vom 23. Mai bis 4. Juni 1930“, EZA, 7/17109, Bl. 18.

#### 第四章 ポメルンのユンカーの農村労働者政策

##### 1. ユンカーと社会民主党

ポメルン農業界の労働問題を扱ったフレミングは、ドイツ革命直後の

社会民主党系の農村労働者運動がポメルン農村でかなりの影響力を發揮はしたものの、ポメルン農村同盟など地域の農業機関に決定的な影響力を及ぼすことも、また保守的なユンカーの地域支配やドイツ国家人民党の支配を揺るがすこともなかった、しかし1920年代末から1930年代ナチスが台頭したときにポメルンのユンカーの保守的な支配は初めて大きな変容をとげたと評価している<sup>1)</sup>。この評価はほぼ本論の立場とも一致する。ただし、フレミングは先にも述べたようにポメルン農村の保守主義の「核」を農村同盟と農業会議所に求めており、主にこれら二つの組織の指導部の分析と、社会民主党系の労働運動に対抗した協調主義的な農村労働者運動の分析を行っている<sup>2)</sup>。しかしながら、ポメルン農村同盟の保守主義の中核は郡農村同盟と各農場経営にあると思われることはすでに述べた。したがって、ここではポメルンのユンカーの郡レベルの組織とそれぞれの農場の経営秩序、さらには農村社会の秩序の分析につとめたい。さらには、ドイツ革命後の社会民主党系の労働者運動とそれにたいするユンカーの対抗策をそれぞれの農場経営と農村社会の秩序の変化に関わらせて論じていくことにしたい。

農村同盟側はドイツ革命直後の社会民主党系の農村労働組合運動および経営評議会運動に対抗するため、農場経営者にたいして協調的な *wirtschaftsfriedliche* 農村労働者運動を「上から」創設した。これは郡単位の農村同盟の組織内に雇用者グループ *Arbeitgebergruppe* と被用者グループ *Arbeitnehmergruppe* を構成し、この両者によって「職能身分的共同体」*berufsständische Gemeinschaft* が形成されるというものであった。そして、この被用者グループのなかから農村同盟に完全に従属した労働組合書記 *Arbeitersekretär* が指名され、それと雇用者グループの代表とで賃金委員会 *Lohnkommission* が構成された。ここで経営者側に全く有利な「労働協約」が締結されたのである<sup>3)</sup>。農村同盟側は初めこうしたシステムを導入して社会民主党系の経営評議会運動との併存を実現したり、後には社会民主党系の組合運動そのものを排除

していった。このような農村同盟の巻き返しは1919年2月19日から  
ピューリッツ Pyritz 郡に始まり、同年3月1日にコルベルク Kolberg  
郡、グリメン Grimmen 郡、3月半ばにはレーゲンヴェルデ Regenwalde  
郡、ベルガート Belgard 郡、さらにはシュラーヴェ Schlawe 郡、シヴェ  
ルバイン Schivelbein 郡、ザーツィヒ Saatzig 郡と進んでいった<sup>4)</sup>。  
その後1922年以降に、ランドー Randow 郡、グライフェンハーゲン  
Greifenhagen 郡などで社会民主党系の運動が影響力を失っていった。  
これらは表ポメルンのグリメン郡を除いてほとんどが中部ポメルンの諸  
郡である。

1928年段階になると、カミン Cammin 郡、グライフェンベルク  
Greifenberg 郡で「賃上げなどは問題にもならない」と言われるほど社  
会民主党系の組合は弱体となり、ドランプルク Dranburg 郡、ノイ  
シュテティン Neustettin 郡では農村同盟から社会民主党系の組合との  
「賃金協約などは不必要だ」と言われるほどにまでなっていた。さらに  
先のコルベルク郡・ベルガート郡では農村同盟の労働者組織が強くなっ  
たため、社会民主党系の闘争は困難を極めたという。これら農村同盟の  
巻き返しを受けた各郡は先にも指摘したように、グリメン郡を別として  
ほぼ中部ポメルンを含む奥ポメルンの諸郡である。これにたいしデミー  
ン Demmin 郡、アंकラム Anklam 郡、ウーゼドム Usedom 郡、ヴォ  
リーン Wollin 郡など表ポメルンの各郡では一般的に社会民主党系の運  
動は影響力を保持し続けていたという<sup>5)</sup>。

農場レヴェルでの経営評議会の排除はさまざまな形で行われたよう  
である。グライフスヴァルト郡のギュスト Guest 農場とクライン・キー  
フォ Klein-Kiefow 農場の例を見てみよう。この二つの農場は同一人物  
が所有し、双方に経営評議会が成立していた。この所有者は1923年  
末、農場労働者にたいして「[社会民主党系の] ドイツ農村労働者同盟  
Deutsche Landarbeitervverband を脱退せよ。そうすれば私も農村同  
盟を脱退しよう。そして外界からの影響に左右されることなく、穏やか

に仲良く共に働こうではないか」と呼び掛けたという。その結果、この農場労働者はドイツ農村労働者同盟の組織を脱退し「穏やかに仲良く共に働く」ことになったという。これが事実とすれば、農場所有者は農村同盟そのものも含め農場経営にたいするあらゆる外からの干渉を排除して経営秩序の「自立性」を維持しようとしたと考えられる。そこにこそユンカーの極めて保守的な姿勢を認めることができよう。また、グリメン郡のパスナー Passow 農場の例では、1923年経営管理者 Betriebsleiter の働き掛けで3名の農場労働者が社会民主党系の組合からの脱退を「了承」したというが、後になって1925年5月彼らが解雇通告を受けた時には、農場にはすでに評議会が存在しなかったためどうすることもできなかったという<sup>6)</sup>。

さらに1928～29年になると、ポメルン農村同盟は社会民主党にたいする直接的な攻撃を強めた。それは社会民主党を排除することによって、社会民主党系組合との労働協約制度や拘束力ある仲裁裁定制度 verbindliche Schlichtungssystem を事実上無効にすることを狙うものであったと考えられる<sup>7)</sup>。ポメルン農村同盟は1928年12月3日と1929年4月13日付けで、すべての社会民主党系の活動家の解雇を求める回状を郡農村同盟にまわした。1928年12月3日付けの回状では社会民主党系の農村労働者同盟は「大都市の利害にのっとる」ものとされ、それとの闘争こそ「農村労働者の経済的改善のための闘争である」<sup>8)</sup>と説明された。さらに、ポメルン農業会議所会頭フレミング von Flemming によれば、農場の賃金が農業経営に耐えられないほど上昇したのは社会民主党のドイツ農村労働者同盟の体制に原因があるので、この回状はその「ドイツ農村労働者同盟の体制に対応したものであって、経営内で不和を引き起こす傾向のある労働者個人々人に対抗するものではない」<sup>9)</sup>ということであった。ここでフレミングがいう「ドイツ農村労働者同盟の体制」とは、社会民主党系組合との労働協約制度と拘束力ある仲裁裁定制度、さらには経営評議会体制を示すものと思われる。

つまりこの回状の目的はドイツ革命以後、社会民主党系の農村労働者運動が構築しようとした体制すべてを農村の外部からの介入として払拭することであり、それによってポメルン農村の「家産的共同体」の再建を指向したものであったと考えられる。

こうした回状の結果であろうか、すでに1930年には中部ポメルンのランドー Radow 郡農村同盟の雇用者グループは、本来1931年3月30日まで有効期限のある労働協約を維持することはもはや不可能であるとして、有効期限が終了する11カ月前の1930年5月12日、「400モルゲン〔100ha〕以下の経営を労働協約の一般拘束宣言（Allgemeinverbindlichkeitserklärung）から除外すること」を帝国労働省に要求したのである。さらに同年7月14日には「少なくとも50ha以下の経営については緊急に」労働協約の破棄を特別に承認することを求めた。ランドー郡農村同盟の雇用者グループがこのような要望をしたのは、農村労働者の標準的形態である既婚のデプタントの統計で見ると、ランドー郡の1926年の賃金構造はポメルンの他の郡に比較して現金賃金が非常に高く、現物支給の割合が低かったこととも関係していると思われる。そして、1932年の統計でもこの傾向に著しい変化はみられなかった<sup>10)</sup>。

さらに、表ポメルンのグリメン Grimmen 郡もランドー・リュージェン両郡について、既婚デプタント労働者の現金賃金の割合が高いところであった。そして先に述べたように、ここは革命直後から社会民主党系組合にたいする農村同盟の巻き返しが強かったところで、1931年には社会民主党系の組合員を排除する「実験場」となった。その前年1930年末からここではポメルン農村同盟グリメン郡雇用者グループと社会民主党系のドイツ農村労働者連合グリメン郡支部との間で労働協約をめぐる交渉が行われていた。しかし、その交渉が決裂し両者はシュトラルズント Stralsund の仲裁委員会の仲裁を受けることとなった。ところが、グリメン郡雇用者グループは仲裁委員会の裁定を不服として、1931年

5月ヴァイマル憲法159条に保障された結社の規定を一方的に無視するかのようになり、社会民主党系の組合に所属していることをもって農村労働者を解雇するという方策をとったのである。グリメン郡の雇用者グループは1931年5月5日付けの回状で、社会民主党系の活動家を排除する手順を詳細に各経営者に通達している。第一に、社会民主党系組合との（高額の）「強制労働協約」と農村同盟系被用者グループとの（低額の）「農村同盟労働協約」という二つの労働協約が併存する状況においては、「強制労働協約」の維持が経営上困難と経営者が判断した場合は、彼は「強制労働協約」の実施を経営者に迫る労働者を解雇することが出来る。第二に、経営管理者は高い「強制」賃金協約に拘束されない労働者を雇用できる権限を持つ。第三に、一般に被用者の政治的信条、労働組合の所属、あるいは信教的所属は問題とされてはならないけれども、経営上の観点からは社会民主党系に所属しているか否かについての確認がなされねばならない、などとあった<sup>11)</sup>。こうして経営者の多くは経営内の労働者にたいして、「ドイツ農村労働者同盟のような組織には所属していないこと、農村同盟の労働協約以上の賃金は要求しないこと」という内容の誓約書への署名を迫ったのである<sup>12)</sup>。社会民主党系の組合は当然のことながら、この行為は「ポメルンの農業における労働協約の空洞化」であると非難し、社会民主党のポメルン支部の機関紙『フォルクス・ボータ』は「経営評議会法は事実上棚上げされた」と難じた<sup>13)</sup>。

ところで、社会民主党系の労働協約は「一般拘束宣言」(Allgemeinverbindlichkeitserklärung)に基づき、協約の適用を受けない農村労働者や農場がある場合には帝国労働相が郡単位で規範的協約をこれらのものにおよぼすことを「強制」できる性格のものであった。他方、農村同盟系の労働協約は基本的にはそのような地域的拘束力を持たず、個々の農場を対象とする契約であった。したがって、農村同盟系の労働協約の場合、ポメルン労働裁判所の裁定に委ねられても、それは

個々の農場の事情に対応して下されることとなった。例えば、リューゲン Rügen 郡のガルフティッツ Garftitz 農場は売却によって農場の所有権が他人に移転したが、その時新しい所有者はそれまでの労働協約の無効を主張したため紛争が生じた。仲裁機関となったポメルン農村同盟は「被用者は雇用者の交替にともなって、新しい雇用者の労働条件を当然のこととして承認しなければならない」<sup>14)</sup>との判断を下したのである。また、シュラーヴェ郡の三つの農場では、所有者が農場労働者の朝食時間を休息时间として認めないとの方針を打ち出したことが問題となったが、この案件はポメルン農村同盟の仲裁裁定に持ち込まれた。これにたいしてポメルン農村同盟は両当事者間で「当をえた作業規定が定められねばならない。……〔しかし〕この場合は一般拘束宣言の必要はない」<sup>15)</sup>との判断を示し、細かな休息时间の規定は個々の経営の問題としたのである。

このような例を挙げればきりが無いが、農村同盟系の労働協約は「一般拘束宣言」をとまわず個別的契約であるが、そこでは当然ながら個々の事情や伝統的な慣習が重視されたと言えよう。農村同盟系の労働者組織の機関紙『全国農村労働者同盟』は農村同盟系の労働協約について次のように主張している。「〔われわれは〕職能身分関係の内部において正当に積み上げられてきた労働協約を実現するために戦い、そうした協約によって経済的効率性と労働者が求めるものとの双方が配慮されるのだ」と。さらに『全国農村労働者同盟』の報道によれば、1930年度にポメルンで起こった2154件の労働案件のうち、農村同盟系の労働組合書記が電話によって受けた訴えの件数は301件であり、労働組合書記が手がけた労働協約の件数は郡単位のもの29件、農場別のもので108件、職能別集団協約(Fachgruppentarif)が29件であったという<sup>16)</sup>。ここに公表された数字がどの程度正確なものかを確認する手段はないが、これらの数字から農村同盟系の労働組織が手がけた協約は全体の労働案件の約6分の1で、その特徴は個々の農場の労働協約が中心

であったことが想像されよう。

こうした農村同盟系の労働協約が浸透していくのにもなって、農村労働者の賃金は社会民主党系の組合の協約と比べて明らかに低下した。帝国労働省によれば、農村労働者の賃金が最高額に達した 1930 年の水準たいして 1932 年 1 月段階では、現物支給を受ける一般的な農村労働者としてのデプタントで 15.3 %、男子の自由労働者で 15.4 %、女子の自由労働者で 12.5% 低下した。また超過労働や日曜労働の賃金は平均で同じ期間に 15% 下がったという<sup>17)</sup>。これらの数字は公表された統計資料と比較するならば、控え目になっている。例えば、1931 年から 32 年にかけての既婚のデプタント男性労働者の場合、グライフスヴァルト郡が最も落ち込みが激しく 29.0% であり、デミーン郡・グリメン郡などで 17~18% となっている。一番落ち込みの小さいところはランドー郡の 12.5% である<sup>18)</sup>。

## 2. 離村問題

以上見てきたように、ポメルンのかなりの地域において社会民主党系の組合運動が農村同盟系の運動によって排除されていたが、それはポメルン農村社会の指導層がドイツ革命以後の組合運動という外からの「強制的介入」を排除して農場内部の伝統的な労働秩序を守ろうとした結果であったといえよう。しかも、それにともない農村労働者の賃金、とりわけ現金の支給は急速に低下していったことをうかがうことができる。それに加えて、ポメルンの農村労働者の劣悪な労働条件は彼ら彼女らの農場にたいする「忠誠心」を崩壊させ、多くの彼ら彼女らをして農業そのものを放棄させていった。ポメルンからの離村は既に第一次世界大戦以前から進行していたが、社会民主党系の農村労働運動の機関紙『ポメルン・ラントボータ』によるならば、奥ポメルンのシュトルプ郡では 1900 年から 1927 年までに 16,000 人が離村し、そのうち 1926 年と 1927 年の離村者はそれぞれ 1,200 人以上に達し、1928 年は前半だ

けで1,200人以上が離村したという。また、1928年にはラウエンブク Lauenburg・ビュート Bütow・シュラーヴェ Schlawe の三郡からは7,000人が西部ドイツに逃れたという<sup>19)</sup>。ところで、これらの地域はいずれも大土地所有のユンカーの牙城といわれた奥ポメルンの諸郡であり、1932年の教会の視察報告でも農場主と労働者の関係は安定しており、彼らは「共通の生活共同体に深く結ばれている」と報告されていた地区であった。どうして、このような急激な離村が生じたのであろうか。ここでは農業労働者の離村問題をめぐっていくつかの見解を紹介してみたい。

まず、社会民主党系の農村労働組合運動の新聞は、奥ポメルンの離村の重要な原因として、既婚のデプタントが1人ないしは4人のホーフゲンガー Hofgänger とよばれる日雇い農場労働者を経営者に用立てなければならぬ制度に着目している<sup>20)</sup>。社会民主党系の農村労働者同盟ポメルン支部の機関紙『ポメルン・ラントボート』の1927年10月20日号からいくつかのホーフゲンガーの例を引用しよう。ビューリッツ郡のバルニムスロー Barnimslow では二名の労働者が解雇された。その解雇の理由は、家族にホーフゲンガーに出せるような大きな子供がいなかったため、家族以外のホーフゲンガーを雇おうとしたものの、家が狭いために雇うことができず、結局ホーフゲンガーを用立てることができなかったためであるという。彼ら二人はそれぞれ農村を離れシュテティンとビューリッツに出なければならなかったという。また、カミン郡のシュヴィルゼン Schwirsen, モルゴウ Morgow, そしてデュノー Dünow でも、同じような理由からデプタントが農業を諦め、都市や工場労働に生活を求めたという。このような例をあげていけば際限なくなるが、この機関紙はさらに劣悪な賃金水準も離村の理由であるという。奥ポメルンの賃金水準は他のドイツの諸地域の賃金と比べて極めて低い。他の地域の賃金は奥ポメルンの賃金の70%から150%も高く、同じポメルンでも表ポメルンでは奥ポメルンの70%から100%も高いと

指摘されている。この機関紙の記事は「ひどい扱い、ひどい賃金そしてホーフゲンガーの用立て義務」<sup>21)</sup>が農村労働者の離村の理由であるとしている。当時最高農業裁判所判事であったヴンダーリヒによれば、農業労働者組合員は自分の妻がホーフゲンガーとして年間を通じ経営者にしばられることや、自分の子供たちの自由行動が制限されることを嫌ったという。そして彼女が示す数字によれば、おどろくべきことに、デプタントの妻がホーフゲンガーとして経営者のために働く平均労働時間はバイエルンが2,885時間と一番多く、ポメルンは459時間と一番少ない<sup>22)</sup>。

つぎに1931年5月国際労働局とローマの国際農業研究所の代表団が行った農村調査報告から、ポメルンの離村問題の部分を見てみよう<sup>23)</sup>。この報告によれば、先にも述べたように離村の決定的要因は低賃金ばかりではなく、都会生活の魅力や農村の不十分な生活環境にあるとされている。農村における人の扱い、ポメルンにおける政治的な圧迫、そしてなによりも農村婦人にたいして課せられる事実上の強制労働、不十分な文化・医療施設などの生活環境の問題である。従って、農村労働者は自分の子供たちをできるだけ農業以外の職業につかせようとする。そのため、農村ではあらゆる可能性を利用して上昇しようという傾向が生まれ、住宅環境が劣悪であることはこれに比べれば「離村の理由としてはほんの些細な問題である」という<sup>24)</sup>。従って、離村を防止する対策としては「農村労働者の自宅や農場労働者住宅（Werkwohnung）の建設とともに、学校制度および職業教育の改善」が特に強調されたのである。さらには、アンクラム郡シュバンテコー Spantekow 経営では、農場の作業の合理化を図るため、かつてより正確な作業計画を実施し、作業を一層楽にするための機械を導入した。しかし、「労働者の主婦や家族は農場の作業を殆どやりたがらなくなっている」<sup>25)</sup>という。ここでもポメルンにおける農村労働者の家族をふくめた、農業ばなれの傾向が強かったことを確認できよう。

さらに、この調査報告は農業の合理化が進められ、機械化が図られることによって、とりわけ大農場においてはドイツ人労働者が過剰となり、失業者が増大したことを離村の原因として指摘している。ムトリン Muttrin の大経営では農業危機を切り抜けるため徹底した合理化を行い、1930年には100モルゲン(25ha)当たり平均5.3名の労働者(1900年より25%減)を投入していたが、1931年には100モルゲン当たり4.7人に削減した。これによって賃金を全経費の50%に押さえ込むことができたという。さらに、アンクラム郡シュパンテコーのさきのグーツ経営では4515モルゲン(1129ha)の耕地のうち200モルゲン(50ha)でビートを栽培している。戦前は300モルゲン(75ha)であったが、100モルゲンは他人に賃貸したのだという。1926年にはまだ61名の刈り取り労働者(Schnitter)を雇い、外国人労働者は16名にすぎなかった。しかし、合理化にも限界があり、結局賃金の安い外国人労働者の導入がどうしても不可欠であると考えられるようになった。1931年現在、100モルゲン当たり2.74名の労働者のほかに、一人3/5の労働力に換算される日雇いと見習いで賄っているが<sup>26)</sup>、この経営者は一層の合理化をすすめるために一刻もはやく外国人労働者の採用枠を拡大するよう訴えている。こうして、合理化にともなって、外国人労働者が経営に導入され続けたことも離村の傾向を強めた<sup>27)</sup>という。

しかし、そうした大農場の余剰労働者でも年齢のいった労働者は、他の産業部門でも失業者が多いことなどの理由から決して都市の生活も楽観的なものではないことを知っており、むしろ農場に留まることを希望するものが多いという。したがって、農村を離れるのは主に若い人たちで、表ポメルンの場合では彼らは先ず表ポメルンの田園小都市に移住することが多い。他方、奥ポメルンの場合では最初ベルリンやシュテティンなどの大都市に移り、さらにはいわゆる「ザクセン渡り」と同じように西部ドイツの工業地帯に出ていく傾向にあるという。また奥ポメルンの馬鈴薯栽培の場合、大農場ではめったに労働者が過剰になることなど

なかったにもかかわらず、長期雇用の労働者でもさしあたって必要のないものは賃金のカットや解雇の対象となった。そして、一旦は農村を離れ、ラウエンブルクのような小都市に移り住んだ離村者たちが、一時的に多くの労働力を必要とする馬鈴薯の収穫期に再び労働志願者として押し寄せてくる、という<sup>28)</sup>。

- 1) Flemming, J., *Landwirtschaftliche Interessen und Demokratie*, (Anm. 5/Einl.), 277f.
- 2) Ibid., 217 ff.; ders., „Landarbeiter zwischen Gewerkschaften und ‚Werksgemeinschaft‘“ (Anm. 5/Einl.), 351-418.
- 3) Ibid., 394 ff.
- 4) Flemming, *Landwirtschaftliche Interessen*, 219.
- 5) *Pommerscher Landbote. Organ für die werktätige Landbevölkerung in der Provinz Pommern. Mitteilungsblatt des Gaues Pommern des Deutschen Landarbeiter Verbandes*, vom 5. Jan. 1928. フレミングによれば 1928 年社会民主党系の組合はポメルンで再び、ゆっくりと力を盛り返したという。Flemming, „Landarbeiter zwischen Gewerkschaften und ‚Werksgemeinschaft‘“, 402. しかし、ここにみるように 1928 年当時中部ポメルンから奥ポメルンにかけては社会民主党系の組合運動はきわめて厳しい状況にあったのである。また、後にみるように 1928 年末からは社会民主党系組合にたいする直接的な攻撃も開始された。
- 6) *Pommerscher Landbote*, vom 18. Feb. 1926. ケスリン郡のメルズィン Mersin 農場の場合は次のようである。ここは長年農場経営管理者など農場の主要人物 3 名が社会民主党系であり、経営評議会を支配していた。経営評議会における農村同盟系の評議委員は 1 名であった。農場で朝食をとる場所もまた農作業の分業も社会民主党系と農村同盟系とは別々で、農村同盟系の労働者は辛い作業をするように割り当てられていたという。1931 年 11 月に行われた経営評議会の選挙では、農村同盟系が組織的な準備をしたので 4 名の評議委員のうち 2 名を獲得し、社会民主党系は 1 名だけとなったので逆転が実現したという。 *Der Reichslandarbeiterbund, Zentralorgan der berufsgemeinschaftlich organisierten Landarbeiter*, vom 20. Dez. 1931.
- 7) Brief von Flemming-Paatzig an den Vorsitzenden der

- Kreisarbeitgebergruppen des Pommerschen Landbundes vom 15. April 1929, Vorpommersches Landesarchiv Greifswald, Rep. 60/2423, Bl. 145-48.; auch in Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz Merseburg (GSPK-M), Rep. 87 B/79, Bl. 28-31 など。
- 8) Rundschreiben des Pommerschen Landbundes (gez. von Oertzen) vom 3. Dez. 1928, und vom 13. April 1929, Vorpommersches Landesarchiv Greifswald, Rep. 60/2423, Bl. 142-143, 144. 同じものは GSPK-M, Rep. 87B/79, Bl. 24-26, 27 などにある。
- 9) Brief vom 12. Juli 1930 von Flemmings, Präsidenten der Landwirtschaftskammer für die Provinz Pommern, an den Preussischen Minister für Landwirtschaft, Domänen und Forsten, GSPK-M, Rep 87B/330, Bl. 34-35. プロイセン農業相シュタイガーの厳しいフレミング批判の返事もある。Brief vom 8. Okt. 1930 Steigers, des Preußischen Minister für Landwirtschaft, Domänen und Forsten an den Vorsitzenden der Landwirtschaftskammer für die Provinz Pommern in Stetten, GSPK-M, Rep. 87B/330, Bl. 42-43. さらに、フレミングの反論の手紙。Brief von Flemmings an Steiger vom 22. Okt. 1930, Vorpommersches Landesarchiv Greifswald, Rep 60/2385, Bl. 251f.
- 10) Brief der Arbeitgebergruppe der Kreisgruppe Randow Pomm. Landbund vom 23. Dez. 1930 an das Reichsarbeitsministerium, GSPK-M, Rep. 87B/79, Bl. 37-40.; *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1927*, hrsg. v. Statistischen Reichsamt, Berlin 1927, 313; *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1933*, hrsg. v. Statistischen Reichsamt, Berlin 1933, 285. 因みに、ポメルンでは 1925 年段階で、100 ha 以上の農業経営数は 2644, 全経営数の 1.4 % を占め、その耕地面積は 1,372,900 ha で全耕地面積の 48.2 % を占める。また 100 ha 以上の経営に働く労働者は約 155,140 名でポメルン全農場労働者 242 420 名の 63.0 % に達する。50 ha 以下の農業経営数は 182,366 で全体の 97.8 % の圧倒的多数を占めるが、耕地面積は 1,330,703 ha で 46.7 % を占めるにすぎない。50 ha 以下の農場労働者の統計数値が出されていないが、参考ながら 20 ha 以下の農場の労働者数は約 43,000 名で全体の労働者約 242,400 の 17.8 % にしかない。*Statistik des Deutschen Reichs*. Bd. 409, *Landwirtschaftliche Betriebszählung*, Berlin 1928, 80-

83; Bd. 412, II, *Landwirtschaftliche Betriebszählung*, Berlin 1931, 88-89. ランドー郡の統計値を得ることが出来ないため確実ではないが、この要求で影響を受ける農村労働者の割合のおよその見当をつけることは出来るよう。谷口信和氏によれば、1925～39年 100 ha 以上の大経営の後退が指摘され、こうしたことからユンカー的土地所有と中・小の土地所有のと対抗関係が激化したという。谷口信和, 前掲論文, 54 ページ以下。

- 11) Rundschreiben des Pommerschen Landbundes Arbeitgebergruppe Grimmen vom 5. Mai 1931, GSPK-M, Rep. 87B/330, Bl. 64-72. フラントブルク郡の雇用者グループも同趣旨の回状をメンバーに配付している。Rundschreiben Nr.4/31, vom 27. März 1931, Arbeitgebergruppe Pommerscher Landbund Kreisgr. Franzburg, Bundesarchiv Potsdam, 36.03 Reichsnährstand/156, Bl. 98.
- 12) Brief vom 18. Mai 1931 des Deutscher Landarbeiter Verbandes an die Regierung zu Stettin, Abteilung Domänen und Forsten, Vorpommersches Landesarchiv Greifswald, Rep 60/2423, Bl. 205-206. これによって、グリメン郡で 160 名から 170 名の労働者が解雇された。Brief vom 28. Sept.1931 des Regierungspräsidenten zu Stettin Haussmann (Stralsund) an den Preuss. Minister für Landwirtschaft, Domänen und Forsten in Berlin, GSPK-M, Rep. 87 B/330, Bl. 58-60.この手紙の控えが Vorpommersches Landesarchiv Greifswald, Rep 60/2423, Bl. 222-224 にある。
- 13) Brief vom 7. Okt. 1931 des Pommerschen Gauleiter Bauers des Deutschen Landarbeiter-Verbandes an den Regierungspräsidenten zu Stettin Breuer und den Minister für Landwirtschaft, Domänen und Forsten, GSPK-M, Rep. 87B/330, Bl. 90-91, 223-24.; *Volksbote. Organ der Sozialdemokratischen Partei Pommerns*, vom 11. Okt. 1931.
- 14) Brief vom 27. Okt. 1932 des Pommerscher Landbundes Kreisgruppe Rügen an die Hauptgeschäftsstelle des Pommerschen Landbundes, Bundesarchiv Abt. Potsdam, 36.03 Reichsnährstand/156, Bl. 82-84, 85.
- 15) Brief vom 4. Nov. 1932 des Pommerscher Landbundes Kreisgruppe Schlawe an das Direktorium des Pommerschen Landbundes, Bundesarchiv Abt. Potsdam, 36.03 Reichsnährstand/

156, Bl. 77-77b. 一般に、農家においては朝食時間に農民が使用人にその日の仕事内容を伝えることになっており、大農場では経営管理者が朝食時間に手下の助手と打合せ、その助手が農場労働者にその日のスケジュールを伝えることになっていたという。Sieder, Reinhard, *Sozialgeschichte der Familie*, Frankfurt/M 1987, 56. したがってこのシュラーヴェ郡のケースは、恐らく朝食時間にその日の作業の段取りについての伝達作業をしており、そのことが仕事時間と休憩時間の区別を曖昧にさせるとの苦情があったものと考えられる。なお、農作業の休憩時間については極めて厳密な規定がなされるのが普通であった。

- 16) *Der Reichslandarbeiterbund*, vom 5. Mai 1930; *ders.*, vom 20. Sept. 1931.
- 17) „Bemerkenswerte Feststellung des Staatssekretärs Dr. Krüger“, *Landarbeiter*, 2. Juli 1932, GSPK-M, Rep. 87B/63, Bl. 106. 自由労働者 *Freiarbeiter* とは年契約は結ばず、農繁期に特別に採用されその都度給金を受けとる労働者である。彼ら彼女らは季節労働者とは異なり農場周りで手工業やレストランなど独自の生活を営む人々である。これについては Hans Otto Bethke, *Der gewerkschaftliche und der wirtschaftsfriedliche Gedanke in den Landarbeiterberufsverbänden beiden Mecklenburg. Versuch einer Erklärung und Beurteilung auf der geschichtlichen Grundlage*, Diss. Univ. Rostock 1927, 27 f, 47.
- 18) *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1932*, 285; *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1933*, 313.
- 19) *Pommerscher Landbote*, vom 16. Jan. 1930.
- 20) „Eine Ursache zur Landflucht“, in: *Pommerscher Landbote*, vom 12. April 1930. ホーフゲンガーの言葉のよとの意味は農場へ通う人である。その成立は 1848 年革命以降である。それまではデプタントの妻は農場労働に加わることを義務付けられていたが、革命以降代わりの労働力としてデプタントが自分で賄うホーフゲンガーを派遣できることとなった（ホーフゲンガーについては Bethke, *Der gewerkschaftliche und der wirtschaftsfriedliche Gedanke*, 31 を参照）。因みに 1930 年 4 月 24 日付けのレーゲンヴァルデ郡農村同盟の労働協約では、14 才から 18 才くらいまでの未婚のホーフゲンガーを用立てできない男子正規労働者は年に 24 ツェントナーの穀物と 80 ツェントナーの馬鈴薯などしか受けとれないが、一人のホーフゲンガーを用立てる男子正規労働者は年に 46 ツェントナー

の穀物と 105 ツェントナーの馬鈴薯あるいは 44 ツェントナーの穀物などを受けとる、となっている。Tarif-Vertrag zwischen der Arbeitgeber- und der Arbeitnehmergruppe der Kreisgruppe Regenwalde des Pommerschen Landbundes, Bundesarchiv Potsdam, 36.03 Reichsnährstand/156, Bl. 71a-72b.

- 21) *Pommerscher Landbote*, vom 20. Okt. 1927, u. 16. Jan. 1930. 1926年の統計に数値が示されている 9 郡において見るだけでも、コルベルク、ラウエンブルク、カミーンの奥ポメルンの諸郡の賃金は表ポメルンの諸郡と比較して明らかに低い。*Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1927*, 313.
- 22) Wunderlich, Frieda, *Farm Labor in Germany 1810-1945. Its Historical Development within the Framework of Agricultural and Social Policy*, Princeton 1961, 98 ff.
- 23) „Reisebericht“, GSPK-M, Rep. 87B/269, Bl. 246-251. (Anm. 17/II) 彼らの調査地は奥ポメルンのラウエンブルク、シュトルプ、シュラーヴェの諸郡、さらに表ポメルンのアングラム郡であった。
- 24) *Ibid.*, Bl. 246a. この調査報告は社会民主党系の議論と異なり、デプタントがホーフゲンガーを用立てる制度の問題点を離村問題と関連させてはいない。
- 25) *Ibid.*, Bl. 249. ポメルン邦労働局長クレッチュマンの帝国労働紹介所長宛の書簡では、864 経営で働く婦人労働者は 1926 年から 1929 年に約 2070 名減少したといい、この減少の原因は次第に進展する合理化にあるとしている。Brief Kretschmanns an den Präsidenten der Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung vom 6. Mai 1930, Vorpommersches Landesarchiv Greifswald, Rep. 60/2423, Bl. 113-22.
- 26) „Reisebericht“, (Anm. 17/II) Bl. 249. ムトリン経営の所在は不明。アングラム郡シュバンテコー経営は『ポメルン・ラントボータ』によれば、1930 年ビートの栽培面積は 250 モルゲンで、外国人労働者 24 名を雇用している。仮にこれらの数字を信用するならば 1926 年から 1930 年までにシュバンテコー経営では外国人労働者を 8 名増やした (150% 増) ことになる。*Pommerscher Landbote*, vom 13. März 1930.
- 27) ドイツ農村労働者連盟 (Deutsche Landarbeiter Verband) のトレント支部・ラッピン支部・アルテンキルヒェン支部では集会が開かれポーラン

ド人労働者の導入に反対する決議が出されている。Resolutionen in Trent (26. 3. 1930), in Rappin (29. 3. 1930), in Altenkirchen (31. 3. 1930), Vorpommersches Landesarchiv Greifswald, Rep. 60/2423, Bl. 163-55.

- 28) „Reisebericht“, (Anm. 17/II) Bl. 247a. 1928年ポメルンには800名の農村失業者がいたが、1930年には農村労働者の失業者は12,500名に増加した。2年間で15.6倍の増である。ただし、農村労働者における失業者の基準は複雑である。詳しくは、Wunderlich, *Farm Labor in Germany*, 136ff. を参照。また、ある郡会議員の報告では失業者の半数は価格低落などの経済的破産が原因だが、残りはヴァイマル期末の合理化・機械化・入植事業の滞りなどが原因となっているという。失業者を吸収する入植が滞るのはつぎのような事情がある。入植の費用が建物・耕地・配水施設などで嵩み、2モルゲン(0.5 ha)の入植地で16,300ライヒスマルクに達する。また豚肉の価格が低落するなど、農村労働者の方もできることなら大農場で雇用されていることを選択するという。従って、入植事業が滞ることは明らかであり、大土地所有者も土地を入植に提供する用意があっても経済的危機故に本音は入植事業に反対するようになってきているという。
- „Reisebericht“, (Anm. 17/II) Bl. 248 f.

## 第五章 ナチスとポメルンの農村秩序

### 1. ヴァイマル末期のポメルン農村の変化とナチス

ポメルンの大土地所有者はポメルン独自の労働秩序が外部の権力から干渉されることを常に拒否し、それに抵抗する歴史を歩んできた。ヴァイマル期末からナチス期にかけてのユンカーの労働問題にかんする基本的な姿勢はこの歴史の経緯において理解することができる。ヴァイマル期、ポメルンの大土地所有者は社会民主党系の経営評議会運動を排斥し、労働協約の「一般拘束宣言」を拒否し、さらには社会民主党系の組合員の解雇によって自らの経営秩序を保持した。しかし、社会民主党系の労働協約が排除され、農村同盟系の労働協約が復権していくのにもなって、農村労働者の賃金は低下し、農村労働者の劣悪な居住環境

は解決されないままに放置された。他方でポメルンの農村労働者の農業労働を避ける風潮は農場の毎日の労働や日常生活にも顕れ、離村という明確な現象としても現れ始めた。社会民主党系の経営評議会運動と労働協約締結をすすめる農村労働者運動に代わって、ここに新たにナチスの農村労働者運動がポメルン農村に浸透してきた。ナチスは社会民主党系の経営評議会運動と異なり、農村労働者と経営者の職能身分的な農村共同体を維持するという特殊農村的な社会理念においては基本的にユンカーと同じでありながら、政策的な宣伝によって農村労働者の組織や要求において労働組合的原理を容認しながら農村労働者の間に支持を広げ、ドイツ労働戦線という経営別の社会政策的運動を展開していった。

そこで、ナチスの農村労働者政策を検討するにあたり、まず農業経営者むけのナチ党の農村労働者政策を検討してみよう。農業経営者むけの労働者政策を取り上げるのは、ナチ党支持者には農民経営者も多くおり、ナチ党の農村労働者政策は彼らの支持をも獲得できる性格のものでなければならなかったからである。実際、グライフスヴァルト郡や、ウーゼドム郡、ヴォーリン郡では熱烈なナチ党支持の農民経営者が多かった。ナチ党ガウ・ポメルンのガウ指導者コルスヴァント (Richard von Corswant) も自らグライフスヴァルト郡クンツォー Cuntzow で 105 モルゲン (26 ha) のビート農場を経営する経営者であった。ここでナチ党の指導者としての彼にとって問題となったことは、ビート栽培の労働力の効率的組織化という点からは外国人労働者の導入が望ましい政策である一方、外国人労働者の採用はナチスの人種論的労働者政策という点からどこまで許容されるのかという問題であった。

ところで、1920年代まで、奥ポメルンや中部ポメルンでは農繁期に必要な労働力を農閑期である冬季をも通じて維持するのが一般的であった。しかし、1920年代半ば頃から表ポメルンを中心とした多くの経営においては、中部ドイツで一般的となっているように常勤労働者 ständige Arbeiter の数を減らし、農繁期にかぎり渡り労働者

Wanderarbeiterを採用するという労働慣行が広がりつつあった。非定住の渡り労働者の多くはポーランド人労働者であり、ビート経営にはこの渡り労働者が多く投入された。外国人労働者の採用は当然ドイツ人労働者との競争を生み出した。そこで1930年ポメルンでは「外国人労働者を採用し働かせることが国内労働者を排除する理由としてはならないことを条件に」、各経営ごとに外国人労働者の採用枠が決定された<sup>2)</sup>。しかしながら、国内労働者を排除しないという条件にもかかわらず、表ポメルンの諸郡のビート栽培の常勤労働者が削減されるなかで、渡り労働者としてのポーランド人労働者が多数採用され、その代わりに社会民主党系のドイツ人労働者が解雇されていったのである<sup>2)</sup>。

ビート農場経営者のコルスヴァントも105モルゲンの彼の農場クンツォーに13名の外国人労働者採用枠が認められていた<sup>3)</sup>。ここで彼はビート農場経営者の立場とナチ党の指導者としての立場の妥協点をどこに求めるのかという問題に対応せざるをえなくなった。彼自身の考えでは、労働力の効率的利用の観点から見れば、アルタマーネンといった労働奉仕団に所属するドイツ人の若者たちをビート栽培の労働に投入することは好ましい選択ではなかった。なぜならば、彼らがビート栽培の技術的な経験で不足しているために農作業の効率で十分な効果は期待できなかったからである。技術的にも経験的にも実績のある外国人労働者を採用しなければ経営の効率化という点では意味がないというのが彼の考えであった。コルスヴァントは1930年11月14日のナチ党の農業政策の責任者ワルター・ダレー（Walther Darré）宛の書簡でつぎのように述べている。もし、ナチ党が外国人労働者の採用を一切認めないというような破滅的な結果をもたらすような政策に手を貸すならば、諸勢力の攻撃にナチ党がさらされるばかりでなく、「ナチ党に敵対するものたちが東エルベの農業経営者の支持をしっかりと獲得し、農村労働者の大部分の支持さえもかっさってしまうであります」と。そして、後者の農村労働者の支持をも失うとはどういうことであろうか。その点

について彼は次のようにも述べる。「農村労働者はもしポーランド人の刈り取り労働者がいなくなってしまう場合は、自分たちのかみさんがもっと大量にビート栽培の作業に駆り出されることを恐れているのです。……ほとんど農村労働者しかない選挙区、とくにクンツォーがおかれているような特別な事情がよく知られている選挙区においては、ポーランド人労働者を採用しているとのことでナチスのガウ・指導者としての私にたいする社会民主党の攻撃も全く効力を発揮していないのです。それどころか、ナチスの得票が一般に獲得した平均をはるかに凌駕してさえいるのです」<sup>4)</sup>としている。ここで注目すべきことはポメルンの農村労働者がビートの掘り出しという重労働に農村婦人がかり出されることを危惧して、人種政策的には外国人労働者に反対するであろうナチスの指導者がポーランド人労働者を容認していることを支持しているという指摘である。ドイツ人農村労働者というよりもその婦人労働者が賃金が安く、かつきつい農作業を嫌い、それを外国人労働者にゆだねたいと考えている傾向をここに認めることができよう。

他方、外国人労働者の採用はナチスの人種論的労働政策の上からどこまで許容されるのかという問題であるが、コルスヴェントは1930年12月18日ダレー宛に送った論文草稿で「今日においてはポーランド国籍は有するものの、その名前や公的な身分証明書からみても疑いもなくドイツ系の刈り取り労働者」を採用することは必要なことだ、と主張した<sup>5)</sup>。これは農作業の効率を追求するために実績のあるポーランド国籍の「外国人」労働者を採用することが必要だが、その際には「外国人」労働者の国籍問題にこだわるよりも、その血統問題を重視すべきだという主張であった。これにたいしてダレーは「我々の原則では民族への所属はまず第一に血統的所属が決定的であるべきであり、ドイツ人の血をもったポーランド国籍の人はわれわれの兄弟であり、我々の国境の内側で働くことを禁止する理由はなにもない。……しかし、400万の失業者がいるなかで同じことをこなせるドイツ国籍のドイツ人の血を持つ

た人をなぜ探せないのか」と反論し、この論文の公表さえも承認しなかった<sup>6)</sup>。しかし、そのダレー自身も「ビート栽培業でもし外国人季節労働者を禁止したならば、ビート栽培は直ちに行き詰ってしまうとの見解は疑うべくもなく正しい。したがって、その点ではコルスヴァントは正しい。だが、他方で住民政策上の理由から我々は外国人季節労働者を一人たりともドイツで働かせることを認めてはならないと結論しなければならないのだ。この困難からの一つの解決策はアルタマーネンの投入である」<sup>7)</sup>とも述べていた。ここにおいてナチスの農村労働者政策は、経営の経済効率化という視点ではなく、人種論的な住民政策という視点が優位を占めたといえよう。

さらに、ポメルンにおける労働者組織にたいするナチスの構想を検討してみよう。コルスヴァントは1931年1月シヴェルバインで、「ナチ党は国家と経済を職能身分的に構築することを求め、最終的には職能身分的経済会議所あるいは経済議会の設置を目的としている」と述べるとともに、「我々は労働組合思想を堅持する。労働組合は古い歴史を持つもので、ギルド制度から発展してきたものである」<sup>8)</sup>と講演している。さらに、彼は農村同盟の賃金抑制政策を「反社会政策的 unsozial」であると批判して、農村同盟を攻撃した。これにたいして農村同盟側は、グライフスヴァルト郡でも、ウーゼドム郡、ヴォリーン郡でも熱烈なナチ党支持の農民経営者が多いが、「労働契約賃金を一度として支払わず、労働者を解雇している」農民がいるのではないかと切り返し、「コルスヴァント氏よ、まずは自らの黨員を批判してもらいたい」<sup>9)</sup>と揶揄したのである。しかし、コルスヴァントのポメルン農村同盟批判はナチ党ポメルン支部だけの政策ではなかった。1931年9月、ナチ党本部の農業政策責任者であったダレー (Walther Darré) もナチ党勤労奉仕局の指導者ヒール (Konstantin Hierl) との連名で全国農村同盟宛の書簡を発表し、ポメルン農村同盟の労働者政策を激しく批判していた。「ポメルン農村同盟の被用者は自由に独自の発言をすることが出来ず、経営

者のお情けにたよっている。従って、ポメルンの被用者連合は〈黄色組合〉というほかはない<sup>10)</sup>と。このダレーとヒーアルの農村同盟批判は、ダレー個人の思想から見れば、政治的なパフォーマンスという色彩が強いと思われるが、ポメルンにおいては単なるパフォーマンスにとどまらずナチ党の経営細胞 Betriebszellen による農村労働者の組織化において実質的な意味をもっていたと考えるべきであろう。

ダレーの農村同盟批判が実質的な意味を持ってきたのは、1932年の大統領選挙にむけてポメルン農村で展開された農村細胞 Landzellen の組織化運動である。この農村細胞の組織化をおしすすめたのは、1927年からピューリッツを中心にナチ経営細胞の建設に実績のあったマックス・ティートベール (Max Tietböhl) であった。彼は中部ポメルンの諸都市にナチスの経営細胞組織 Betriebszellen-Organisation を組織したが、1932年初頭から農村細胞の組織化に積極的に乗り出してきた。彼はナチスの農村細胞組織の機関紙『ポメルン農村労働者』を発刊し、同年2月1日から二ヵ月にわたる農村細胞促進運動を展開した。この運動によってリュージェン郡、アंकラム郡、フランツブルク郡、ナウガート郡などの表ポメルンの諸郡に農村細胞が組織されたほか、ピューリッツやノイシュテティン、シュラーヴェヤブーブリッツ Bublitz など奥ポメルンの全郡にも農村細胞が組織され始めたという<sup>11)</sup>。また、リュージェンの農村労働者のカール・ヨープスキ Karl Iobski は「ナチスの目標は、民族同胞の最も貧しいものにも公正さを実現することを原則として、民族共同体に農村労働者を招き入れることである」と宣伝し、「マルクス主義も解決できなかつた、いや、解決する意思もなかつた農村労働者の社会問題を解決しなければならない<sup>12)</sup>と農村労働者に訴えた。また、『ポメルン農村労働者』は1932年11月25日号で、「ナチスはドイツ農村労働者を『職能身分』という地位につけよう。ドイツ農村労働者は残念ながらいまだかつて職能身分としての誇りを持ったことはなかつたけれども、それを与えよう。……そうすれば、かの旧態依然たる

ゲジンデ・オールドヌンクもなくなり不必要となろう。ドイツ革命の『勝利』の後、その中世的な抑圧が農村労働者から取り除かれたとされているが、それはほんの字づらだけのことにすぎなかったではないか<sup>13)</sup>とドイツ革命以後のポメルン労働秩序にたいしても批判の矢を向けたのであった。

1932年末頃のものと思われるマックス・ティートベールの報告「ポメルン農村同盟の被用者グループ」で、ポメルン農村同盟の農村労働者運動にたいするナチスのまとまった批判が展開されている。この報告によれば被用者グループの本質はその内部構造にあるとのことである。この報告からその内部構造にかんする分析を紹介してみよう。まず、各郡の雇川者グループの長は経営者グループの事務局長 Geschäftsführer を兼ねており、大抵貴族か退役軍人の出身で、ポメルン農村同盟の大物フォン・ロール一派に属する人物かあるいは郡内で有力な大土地所有者の影響下にある人物である。彼は事務局全てにたいして責任を持っているので、被用者グループの指導者である労働組合書記 Arbeitersekretär の上司でさえもある。多くの郡の事務局長は被用者グループ宛の郵便を開封しており、労働組合書記は事務局長に労働者のことについて全てを報告する義務を負っている。また、例えば労働組合書記がナチス支持の発言をしようものなら、次の会合から彼は発言禁止となるなど完全に事務局長に縛られている。その他、この10ページにわたる報告はポメルン農村同盟の被用者グループが「自分の意思もなく、それを持つ能力もなく」、また「郡の幹部委員会においても重視されていない」とポメルン農村同盟の農村労働者運動を鋭く批判しつつ、その歴史・組織・思想・事務・財政その他についての具体的な実態、例えば役職の給与の支払いにいたるまでの詳しい事情が示されていた<sup>14)</sup>。

一方、ポメルン農村同盟の指導者たちはナチスの農村運動にたいして一致した態度をとっていたわけではない。ポメルン農村同盟の有力者フォン・ロール (Hans Joachim von Rohr) は職能身分制秩序の主唱

者で、ナチスがポメルン農業会議所に関わることを望まなかった<sup>15)</sup>。そして、自らポメルン農業会議所会頭に就任することを希望して、穏健派の農業会議所会頭フレミング (Richard von Flemming-Paatzig) に敵対する動きをしていたという<sup>16)</sup>。他方、ポメルン農村同盟の事務局長エールツェン (Otto Wilhelm von Oertzen) は「地域によっては〔農村同盟の〕被用者グループと〔ナチスの〕経営細胞の間にごたごたが生まれたとしても、被用者グループはそれによってなんらかの重大な打撃を受けることも、軋轢が先鋭化するようなこともない。……ナチスはメクレンブルク＝シュヴェリーンで示したようにポメルンでも、これまで決して我々の職能身分的運動 (berufständische Bewegung) をそのものとして拒否したことはない」<sup>17)</sup>と述べて、ポメルンにおけるナチスと農村同盟との妥協の可能性を探っていた。他方、ナチ党もポメルン農村同盟にたいして、一枚岩的に対応していたわけではなかった。ナチ党のポメルン・ガウの指導者カルペンシュタイン (Wilhelm Karpenstein) はこのダレーの農村同盟批判とは別個に、ポメルン農村同盟の指導者フォン・ロールに接近することによって、ポメルンの各農業経営の内部に農村労働者による農村細胞の組織を拡大することをめざしていたのである<sup>18)</sup>。

## 2. 村の教会とナチス

ここで農村社会で重要な位置を占める教会とナチスの関係を目を転じてみよう。残念ながらナチスの政権獲得以降におけるポメルン農村における教会にかんする史料は多くを見出すことはできない。わずかに1933年5月11日から27日にシュラーヴェ郡で行われた教会視察の報告などが手元にあるにすぎないが、それらの史料からこの奥ポメルンの僻地における村々の変化の様子を見てみよう。シュラーヴェ郡はバルト海沿岸にあり45,000人のプロテスタント信者が住み、14の教区に16人の牧師と23の教会がある。大きな製紙工場があるハマーミューレ

Hammermühleには礼拝堂 Kapelleがある。教会視察を迎える村々では、緑のクランツが掲げられその間にドイツ帝国の黒白赤の旗とナチスの鉤十字の旗が飾られていた。教会には花飾りをした子供たちや着飾った娘たちが集まり、鉄兜団と突撃隊が完全装備で旗や幟を掲げて参加していた。どこの村でも、娘たちは教会に姿を見せるが、堅信礼をすませた若者たちでも教会にやってくることはない。彼らはほとんどスポーツクラブや民族主義的団体 nationalen Verbändeの集会に行ってしまう。シュテティンからの教会視察委員会の一行を迎えてテューホー Tychow の騎士領所有者で、教会のパトロンでもあるフォン・クライスト von Kleist はシュラーヴェ郡における教会の課題と問題点について、非常に「慎重に言葉を選んで報告」をしたという<sup>19)</sup>。

シュテティンの地方総監督カルムス Kalmus がまとめた教会視察の報告内容は、突撃隊が完全装備で旗や幟を掲げて参加したなどといった点をのぞけば、ナチスの政権獲得以前の教会視察で示された報告の内容と表面的には大きく変わるところはないように思われる。しかし、この報告は「教会総視察は現在福音教会を激しく揺るがしている戦いの最中に、神の友情によって成立したひとときの休戦のなかで行われたものである。視察委員会もまた教区もこの休戦に感謝している」という言葉で結ばれている。実際、この視察が行われたのは、福音告白教会派が反対するなかで行われた1933年7月23日の教会選挙の直前であった。

この教会選挙においては「ドイツ・キリスト者」(Deutsche Christen) が圧勝し、教区教会会議 Gemeindegemeinderäte と教区代表 Gemeindevertretung は直ちに解体された。福音告白教会派の文書によれば、「例えば、教会や教区の建物の管理、牧師の選定、牧師の手伝い、青少年育成係、執事などといった教区の基本的な問題の決定が、優勢派の『ドイツ・キリスト者』の手に独占されてしまった」という。そして、告白教会派のこの文書は言葉をきわめて「ドイツ・キリスト者」を非難する。選出された新しい教区役員の大部分は教会にたいする責任

からではなく、「ドイツ・キリスト者」という教会的な装いをした政党政府の体制によって教区にたいする「暴力的な支配」を行使すると。さらに、「ドイツ・キリスト者」体制の基本的な考え方は「選挙で大多数の『教会員』Kirchenvolkの意思が示されたのであるから、『ドイツ・キリスト者』こそが教区支配を求めることが出来るし、要求しなければならない」というものであるという。これにたいして告白教会派は、教会には「民主主義という混乱」が生じているとして「牧師は教会員の希望に盲従するべきものではなく、教区のためには『主』であるキリストにのみ責任を負っているのだ」と反論した<sup>20)</sup>。告白教会派は神学的な立場からの正論をもって挑んだかたちであったが、農村におけるとりわけ若い牧師たちは農村社会の動向から離れての牧師活動は考えられなかったのかもしれない。

こうして宗教の「民主主義」の圧力の前に、教会の人事構造に大きな変化がみられた。当時の社会民主党の報告によれば、教会組織の上層部の人事では「古い教会のぼんくら」と攻撃された告白教会派が排除され、新しいナチス支持の聖職者たちが高い聖職に就いた。また、この変化は年齢構成の変化も伴っていた。選挙前の古い教会役員の平均年齢は64才であったが、すでに1934年には教会役員の平均年齢はほぼ30才となっていた<sup>21)</sup>。このように「ドイツ・キリスト者」の運動は各地域でとりわけ若い牧師たちのあいだに影響を広げていった。同じく当時の社会民主党の報告によれば、ドイツ全体の告白教会派の牧師は7000人であって、「ドイツ・キリスト者」に属するもの2000人、さらに7000人の牧師は中立派であったという<sup>22)</sup>。

「ドイツ・キリスト者」が巧妙に教会選挙で教会の組織の中核に食い込み、究極のところナチ体制が教会の行政と財政を握ったことによって、告白教会派の牧師も経済的にはかなりの程度新しい体制に依存せざるをえなくなったという<sup>23)</sup>。こうしたナチスと牧師との依存関係が生じたことによって、ポメルンの大土地所有者と教区教会の牧師との関係

も変化していったものと考えられる。さらに、さきの社会民主党の分析によれば、教区の「古い」教会指導者を排除する「ぼんくら反対」というスローガンはナチスの「政治的」なスローガンにはほかならなかったと思われるが、ナチスの政治的な目的はプロテスタント教会の厳格な全国統一であり、「民衆教会」(Volkskirche) といったスローガンによって教会理念を「民衆的なもの」にすることであり、さらにはナチスの人種理論を宗教に持ち込もうというものであったという<sup>24)</sup>。「ドイツ・キリスト者」たちによれば、イエスとその教えは「北方〔民族主義〕的な衣替え」を施されるべきであり、「ドイツ化」されねばならない、というものだった。従って、『旧約聖書』はキリスト教の教典から外されるべきであり、キリスト教がユダヤ教から派生したという事実は抹殺し去られねばならないということであった<sup>25)</sup>。

- 1) Brief Kretschmanns, Präsidenten des Landesarbeitsamtes Pommern, vom 6. Mai 1930 an den Präsidenten der Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung, Vorpommersches Landesarchiv Greifswald, Rep. 60/2423, Bl. 113-22. 各経営の外国人労働者採用枠は『ボンメルン・ラントボータ』に公表され、採用実績と異ならないか確認する資料とされた。„Ausländergenemigung 1930“, *Pommerscher Landbote. Organ für die werktätige Landbevölkerung in der Provinz Pommern. Mitteilungsblatt des Gaues Pommern des Deutschen Landarbeiter Verbandes*, vom 6. u. 13. März 1930. ピート経営の外国人労働者がポーランド人であり、「農村被用者全国同盟」Reichsverband ländlicher Arbeitnehmer のベーレントによれば、「ポーランド人労働者は多くの場合、ドイツ人労働者より使いやすく従順であって自分の意思を持たない。そして安く働きさえる。ポーランド人は非文化的な刈り取り労働者の長屋 Schnitterkaserne に住ませ、ひどい食事ですますことができる」とさえみなされていた。Brief Behrends an den Reichsrat vom 30. Okt. 1930, Staatsarchiv Oldenburg 136/8773.
- 2) Brief von Oertzens vom 30. April 1930 an den Oberpräsidenten der Provinz Pommern, Vorpommersches Landesarchiv Greifswald, Rep. 60/2423, Bl. 129-131; Brief des Oberpräsidenten der Provinz

- Pommern vom 12. Mai 1930 an Preuß. Minister für Landwirtschaft, Domänen und Forsten, ebend., Bl. 136-138. また、先にも述べたように社会民主党系のドイツ農村労働者同盟の郡支部は社会民主党系労働者を解雇してポーランド人労働者を採用することに抗議する声明や決議を発表している。Resolution des D.L.V. Ortsgruppe Rappin vom 29. 3. 1930; Resolution von Trent/Rügen vom 26. 3. 1930; Resolution der Ortsgruppe Rambin vom 27. 3. 1930; Resolution von Altenkirchen vom 31. 3. 1930, Vorpommersches Landesarchiv Greifswald, Rep. 60/2423, Bl. 153-55.
- 3) „Ausländergenemigung 1930“, *Pommerscher Landbote*, vom 13. März 1930.
  - 4) Brief von Corswant an die Organisationsabteilung II der NSDAP Abt. Landwirtschaft, vom 14. Nov. 1930, Berlin Document Center (BDC), OPG Darré. ビート栽培は「高等耕作」と言われるほど耕しの技術がものをいい発芽に決定的である。また収穫の際の重労働が大変で、特に腰をかがめてビートを掘り出す作業は婦人にはきつい。Roemer, Th., „Der Rübenbau“, in: F. Aereboe u. a. (Hg.), *Handbuch der Landwirtschaft*, Bd. 3: *Pflanzenbaulehre*, hg. v. Th. Roemer, Berlin 1930, 193 ff., 207 ff.
  - 5) „Eine Brandmarkung demagogischer Juden-Hetze“ von W. von Corswant (Dez. 1930), BDC, OPG Darré, Bl. 8.
  - 6) „Gutachten“ Darrés vom 30. Dez. 1930, BDC, OPG Darré, Bl. 2.
  - 7) Brief Darrés an Stoehr vom 8. Nov. 1930, Bundesarchiv Koblenz, NS 22/360.
  - 8) „Quo vadis, Herr von Corswant?“, *Der Reichslandarbeiterbund. Zentralorgan der berufsgemeinschaftlich organisierten Landarbeiter*, vom 5. März 1931.
  - 9) *Der Reichslandarbeiterbund*, vom 20. Dez. 1931.
  - 10) Brief Darrés und Hierls an den Reichslandbund vom 26. 9. 1931, veröffentlicht in *Die Diktatur. Amtliches Organ des Gaues Pommern der NSDAP*, 4. Jg., 13. Feb. 1932. この書簡のダレーによる草案は Bundesarchiv Koblenz, NS 22/360 にある。
  - 11) *Der pommersche Landarbeiter. Kampfblatt der Nationalsozialistischen Landzellen-Organisation*, vom 2. Mai 1932, in: *Lage und Kampf der*

*Landarbeiter im ostelbischen Preussen (1919-1945)*, Bd. 8/III, engl.,  
ausg., u. bearb. v. Roswita Berndt, Berlin 1985, 187 f. なお, Max  
Tietböhl は 1902 年表ポメルンのデミーン郡ブレスト Breest 生まれ。  
小学校卒業後, 商業見習いをしていた。 *Das Deutsche Führerlexikon  
1934/1935*, Berlin 1934.

- 12) *Der pommersche Landarbeiter*, vom 15. Jan. 1932, Bundesarchiv  
Potsdam, 61 Re 1/239, Bl. 8-9.
- 13) *Der pommersche Landarbeiter*, vom 25. Nov. 1932, in: *Lage und  
Kampf der Landarbeiter im ostelbischen Preussen (1919-1945)*, Bd. 8  
/III, 192 ff.
- 14) „Die Arbeitnehmergruppe des Pommerschen Landbundes“ von  
Max Tietböhl als Anlage zum Rundschreiben Nr. 53 (1932), der  
Reichsorganisationsleitung Haupt-Abteilung V (Landwirtschaft) vom  
19. Nov. 1932, Stadtarchiv Goslar, NL Darré 145 Bl. 36-46. エール  
ツェンは「被用者グループの郵便に目を通していること」を批判されると  
「私は本来被用者グループの最高の労働組合書記である」と主張した。  
Brief von Oertzens an Staatssekretär von Rohr vom 16. März 1933,  
Bundesarchiv Potsdam 36.01/1861, Bl. 97.
- 15) Brief von Müfflings an S. S. Sta. 9 vom 11. Feb. 1932, Bundesarchiv  
Koblenz, NS 22/360. ナチスのポメルン農業会議所への進出については  
拙稿「ナチスと農村同盟の地域支配, 1930-32」『茨城大学教養部紀要』第  
20号 (1988), 63 ff.
- 16) Brief Friedrich Quitzerows an Darré vom 13. Feb. 1932,  
Bundesarchiv Koblenz, NS 22/360. フレミングの穏健思想については,  
Dieter Gessner, *Agrarverbände in der Weimarer Republik.  
Wirtschaftliche und soziale Voraussetzungen agrarkonservativer Politik  
vor 1933*, Düsseldorf 1976, 259.
- 17) Brief v. Oertzens, Geschäftsführer des Pommerschen Landbundes,  
an Scheel, Hauptgeschäftsführer des Schleswig-Holsteinischen Land-  
und Bauernbundes vom 16. 6. 1932, Bundesarchiv Potsdam, 36.03  
/150, Bl. 64.
- 18) 拙稿「ナチスの農村労働者政策 (1930~32 年)」『大原社会問題研究所雑  
誌』378 (1990.5) 11-23 を参照。
- 19) „Bericht über die Kirchenvisitation im Kirchenkreise Schlawe

- vom 11. bis 27. Mai 1933“, EZB, 7/17106.
- 20) Mitteilung des Bruderrates der Evangelischen Bekenntnissynode Pommern an die pommerschen Pfarrer vom 15. Jan. 1935, EZB, 50/206.
  - 21) *Deutschland-Bericht der Sopade*, Prag, Jg. 1 (1934; Neuausgabe: Salzhausen, 1980), 709.
  - 22) *Deutschland-Bericht der Sopade*, Prag, Jg. 2 (1935; Neuausgabe), 683. 残念ながらポメルンの数字ではないが、ベルリン地区では告白教会派に組織された教会員の数は約4万人、「ドイツキリスト者」に組織された教会員は6000人であったという。ベルリン地域では農村部における牧師が「ドイツキリスト者」に転向したという理由から教会を離脱する教会参事が増加していったという。Ibid.
  - 23) Heinz E. Tödt, „Krieg und Frieden im Milieu des evangelischen Pfarrhauses“, in: Martin Greiffenhagen (Hg.), *Das evangelische Pfarrhaus. Eine Kultur- und Sozialgeschichte*, Stuttgart 1991, 373.
  - 24) *Deutschland-Bericht der Sopade*, Jg. 1 (1934; Neuausgabe), 704 f.
  - 25) Ibid.

## 第六章 「全国食糧職能団」 と農村労働者

### 1. 「全国食糧職能団 Reichsnährstand」の成立

1933年4月4日ヒトラーを「後援者 Schirmherr」とする「ドイツ農民職分全国指導者連合」Reichsführungsgemeinschaft des deutschen Bauernstandes が結成され、農業界の組織的統一化が本格化した<sup>1)</sup>。かねてから農業の利益を防衛するために農業界の組織的な統一化を期待していた全国農村同盟は、これによってようやくその期待が実現されるものと歓迎した<sup>2)</sup>。ドイツ農業界では第一次世界大戦以後、「〔ドイツ革命の後〕国家の体制が変化したことによって、農業に敵対的な政策や立法にたいして農業生産を防衛する」ことが不可欠とされ、そのために「農業統一戦線」の結成が期待されたという。実際、1919年4月の「ドイツ農業団体」Arbeitsgemeinschaft der deutschen Landwirt-

schaft, さらには 1928～29 年の農業不況における「緑色戦線」など、ドイツ農業界の職能身分的な組織の統一のころみが進められた。しかし、ナチスが進める農業の組織統一と全国農村同盟が期待する構想とは必ずしも一致するものではなかった。本論で検討しているポメルンにおいてもユンカーの伝統的な「地域的自律秩序」を基本とする職能身分的統一と全国的な農業経済の統一管理をめざすナチスとの間に、かなり重大な対立関係が生まれた。ギースはこの対立をユンカーのめざす「職能身分的自律機関」とナチスのめざす「国家的経済操作の道具」との対立として説明している<sup>3)</sup>。ここで最後に、基本的にギースの理解に依りながら、ポメルン社会における具体的な組織統一の交渉と、経営内の労働秩序をめぐる緊張した関係を検討していこう。

1933 年 4 月、農業界の組織的統一が決まるとさまざまのところから統一構想案が出された。それらの案には主に三つのグループがあった。第一は、職能身分的な自立性を組織原則とする案、第二は、職能身分的な自律性を前提に国家の関与を容認する案、そして、第三に国家のイデオロギーによる指導性を強調する案であった。第一の案は例えばポメルン農業会議所の会頭ハーガー Hager によるもので、郡ごとの代表選挙による下からの職能組織構想である<sup>4)</sup>。第二は、ドイツ農業職能身分団体 *Berufsständische Arbeitsgemeinschaft der deutschen Landwirtschaft* が 1933 年 4 月 8 日の日付けで発表した覚書「農業の職能身分組織の職能身分国家への編入提案」である。これはナチス政権の農業省事務次官となったフォン・ロールの署名で関係機関に配付されたものだが、どうしたわけか実際の起草者はダレーと対立関係にあり、ヴィルヘルム・ケプラー *Wilhelm Keppler* とも関係のあったシュテーテン *Dietrich v. Stetten-Aystetten* であった。この覚書では農業諸機関と諸団体の自立性を制限する内容が盛り込まれていたものの、国家による指導という構想は盛り込まれていなかった。「〔組織の〕編成替えによって〔農業〕会議所と農村同盟の組織の併存状況や多くの中間的代表機関

の独立性に終止符が打たれよう」と述べるに止まっていた。そのほか、社会政策や労働問題については「機構全体において最も重要な専門グループの一つは社会問題・賃金・労働協約の専門グループである。この専門グループはポメルン農村同盟あるいは全国農村労働者連盟のためされてきたモデルに従い構成員が同等に参加しそこで14年間試されたやり方で目的を実現することが最も相応しい」<sup>5)</sup>と述べられていた。このシュテーターテンの案で注目すべき問題はやはり農業の統一組織と国家との関係であった。シュテーターテンはこの案をめぐるさまざまな議論されている最中、同年5月に発行した討論用のパンフレットのなかで統一組織である「全国農民団」Reichsbauernstandにたいする指導の問題をわざわざ補足している。「いずれにしても、国家は少なくとも〔統一組織の〕上層機関へ監督ないしは拒否権をもった官僚を派遣することを放棄することはできない」<sup>6)</sup>とのべていた。この補足がどのような経緯でなされたかはわからない。

第三の案はナチスのヘルマン・ライシュレ Hermann Reischle によるものだが、1933年4～5月の史料がないため彼の著作からその構想を簡単に検討しよう。彼は1932年からかつての「農業者同盟」の理論家であったグスタフ・ルーラント Gustav Ruhland の思想に基づいて、農業の統一組織の理論的準備を進めていた。彼によれば、農業の統一組織は「ライヒの食糧のための職能集団」Stand zur Ernährung des Reiches であり、したがってその名称も全国食糧職能団 Reichsnährstand とならねばならないという。そして、「古い自由主義の時代」の農村同盟、農業会議所、農業共同組合の三組織は新しい組織の「土台」とはならず、その「建設資材」である。なぜならば、新しい組織の指導精神は「自由主義時代」のものとは異なり、「ナチスの精神と農民の思想で満たされる」からであるという。そして、農業における「公正で安定した価格は職能身分的な市場秩序と食糧生産におけるナチ国家の権威によって保障され、ドイツ民族が実際に必要とする量に対

応する生産量によってはじめて実現できる」と述べており、その価格や市場についての議論はルーラントの思想に基づいていたことをうかがわせる。そしてナチスのイデオロギーによる経済秩序においては、経営管理は地代や利子の投機的な思考から解放されなければならないものの、農業の経営管理者は「自分の経営によって立つ基盤や財政的基礎に精通しているべきであり、経営を左右しかねないあらゆる変化の影響、また変わることをない要素、そしてそれらの相互作用をきちんと研究し記録しなければならない。経営管理者はこうした記録と状況変化の影響を基礎に、生産の改善に努めなければならない」などと述べ、経営管理者の機能がナチスの農業経済の秩序において非常に重視されていた。事実、経営管理者は全国食糧職能団の末端指導機関とほとんど同列の位置づけをされていたのである。これにたいして経営の所有者については、彼らが「その土地の収穫を増やすためのあらゆる努力をしたかを確認する必要がある」と指摘するだけであり、具体的な課題が示されていたわけではなかった<sup>7)</sup>。

ところで、農業界の組織の統一化は具体的には各地域ごとに各農業団体とナチスとの折衝によって進められた。ポメルンでの農業団体の「グライヒシャルトゥング」の具体的な進展を示す史料は極めてかぎられている<sup>8)</sup>。ポメルン農村同盟とナチスとの交渉は農村同盟の事務局長エールツェンとナチスのポメルン・ガウ農業指導者ブレードルン（Willi Bloedorn）との間で4月初旬から行われたようである。ここでエールツェンによれば、ベルリンにおける全国農村同盟中央は「農業の〔新しい〕職能代表の法人組織に自由な職能代表制を組み込ませるという構想を捨ててはいない。彼らは組織による強制は仕方がないと受け止めてはいるが、いまだに純粹に自由な利益団体の構想に固執している」として、農村同盟にはまだ「職能身分的構想についての明確な統一した意思は成立していない」という。けれども、エールツェンは「我々ポメルンの路線が次第に貫徹することを期待する」とものべる。このエールツェ

ンの文書からはポメルンの路線がどのようなものかは判断できないが、彼がポメルン農業会議所会頭ハーガーの構想に賛意を示していることから見れば、郡の職能構成員の選挙により郡代表を選出し、さらにそこからポメルンの代表を選出していくという「下から」のユンカー的職能組織構想であったといえるのではなからうか<sup>9)</sup>。

7月7日夕方、ポメルンの gau 農民指導者ブレードルンからの要請で、ポメルン農村同盟の事務局長エールツェンとの会談が行われた。この時、ブレードルンは6月29日付けでポメルンの農民指導者に任命されたので、直ちにポメルン農村同盟の組織を改変する任務にとりかかると告げた。これにたいしてエールツェンは、それまでのポメルン農村同盟とナチスとの合意事項とポメルンの農業諸機構の「グライヒシャルトック」はナチ党の指令として実施されたのにすぎず、ナチ政府による法的な裏付けがないことを重ねて強く主張した。ブレードルンはこれにたいして将来の「農村職能組織」Landstandの全責任は自分に移行したのだと告げるだけで、エールツェンが主張するような法的な根拠付けはさしあたり必要がないという態度であった。このようにポメルンの新しい農業組織の郡グループ Kreisgruppe の規約改定は1933年9月13日の「全国食糧職能団」Reichsnährstandの法的な発効以前からすでに押し進められたことをうかがうことができる<sup>10)</sup>。

1933年夏までに合意されたポメルンの郡グループの規約によると旧来の郡農村同盟の幹部会に代わり「郡農民指導者 Kreisbauernführer」と「指導者会議 Führerrat」が定められた。郡農民指導者は gau 農民指導者が任命し、指導者会議は大土地所有者の代表1名、農民2名、青年の農民1名、労働者1名、事務機構の代表1名と事務局長の都合7名で構成される。さらに指導者会議の構成では「ナチスの全体主義的要請が尊重されねばならない」と規定され、取り分け「被用者 Arbeitnehmer の代表はできるだけポメルン農村同盟の被用者グループに所属していた者を選ぶべきである」とし、「もし、これらの人々に適当な人物が見つ

からない場合に、別のナチスの従業員を指導者会議に招集することができる」と旧来の農村同盟の労働秩序との妥協を図ったとも思われる新規約の改定が指示されたのである<sup>11)</sup>。さらに1933年12月には、ポメルン農民団 Landesbauernschaft〔1933年12月でもまだ「全国食糧職能団」Reichsnährstandの名称は定着していなかったのかこのようにポメルン農民団の名称が使われている〕の責任者はブレードルンであり、本部長はハインリヒ・オットー Heinrich Otte となったが、実務はポメルン農村同盟事務局長のエールツェンが処理することになったという<sup>12)</sup>。

## 2. 「全国食糧職能団」と「ドイツ労働戦線 (DAF)」の対立

いまひとつの問題は農村労働者の組織化をめぐる問題であった。ライシュレによれば「農村労働者の雇用者にたいする社会的位置のものさしは、ものを創る人は農村労働者というこれまでの古い考え方にまだ囚われているかどうかのことである。……所有者が資本主義的で自己本位の考えや行動から自由であって、従業員 Gefolgschaft と共に生活しているならば、農業の被用者 Arbeitnehmer はもはや農村労働者ではなく、彼らは所有者とその協力者 Mitarbeiter あるいは援助者 Helfer であるという。そして「大きな農場では、農村労働者がいなくては収穫もできないといえよう。そして収穫祭りは、共同で働くことによって初めて畑の恵みが齎す幸せを味わえることを思い出させてくれる」ともいう。この労働観と労働者認識はグスタフ・ルーラントのそれと同じものであり、極めて古典的な大土地所有者のそれを思わせる<sup>13)</sup>。すでに述べたように、ポメルンの大土地所有者はポメルン独自の労働秩序に外部の権力が干渉することを常に拒否し、それに抵抗する歴史を歩んできた。しかし、全国食糧職能団の農村の労働問題にかんする姿勢はポメルンの大土地所有者にとってはほとんど抵抗するものではなく、むしろ一致することが多かったといえよう。その上、全国食糧職能団は強制的加盟の組織であって、農村労働者もユンカーや農民もその他農産物加工業者

なども含めて農林水産業に関わる組織や個人すべてが全国食糧職能団の団員である義務を負っていたのである<sup>14)</sup>。この点でも、工業に対抗して農業界の統一組織というかつての構想と大きく異なるところはなかったと思われる。

他方、ドイツ労働戦線の農村労働者問題との関係はかなり違っていた。1933年1月末のナチスの政権獲得後、ポメルン農村ではいくつかの混乱が生じていた。一つはナチスの経営細胞組織 Betriebszellenorganisation (NSBO) の動きである。ナチスは1933年3月にかけて急速に農村細胞の活動を活発化させ、「ポメルンとメクレンブルク＝シュトレリッツではあらゆる手段をつかって経営細胞組織の拡大を促進してきた。彼らは安い会費で活動し、一部では近々農村同盟の被用者グループは解体され、すべてが経営細胞に強制的に編入されると主張」<sup>15)</sup>してまわっていた。また、労働戦線は全国食糧職能団と異なり労働者個人の自由加盟の組織とされていたが、労働戦線の組織計画では他の産業部門の全国経営共同体 Reichsbetriebsgemeinschaft と同様に、農村労働者、職員、経営者など農村で働くすべてのドイツ人を「『農業』経営共同体」Betriebsgemeinschaft „Landwirtschaft“ として労働戦線に組織しようと考えていた<sup>16)</sup>。これにたいして、農村同盟側はナチスの経営細胞と全国農村労働者同盟とを妥協させるかどうかをめぐって意見が割れていた。シェール Scheel はナチスの経営細胞と農村労働者同盟の基本的な路線が職能身分的な思想にあると考え、両者の協力を模索していた。シュレーゲンのカイザーリンク Robert Graf von Keyserlingk もナチスとの情報収集のレヴェルでの接触には肯定的であった<sup>17)</sup>。これにたいして、カルクロイト伯はカイザーリンクらのことをさしていると思われるが「ナチスの経営細胞の影響力が増大しているとき、農村労働者組織の有り方としてすべてを職能身分的な組織におくことをしないで、労働者組織のある範囲の労働問題は— そういったよければ民族主義的組合 nationale Gewerkschaft である— ナ

チスの経営細胞と一緒にあって対処するべきだと強く主張すること」<sup>18)</sup>には懐疑的であった。

ところが、1933年の秋全国食糧職能団とドイツ労働戦線（DAF）との間に緊張関係が生じた。全国食糧職能団とその指導者たちにたいして、思いもかけずにポメルンの「政治指導」を代表するガウ・指導者のカルペンシュタイン Wilhelm Karpenstein の攻撃が始まったのである。ガウ・ポメルンの農民指導者ブレードルンによるものと思われる文書によれば、その攻撃が始まったのは1933年秋以降という<sup>19)</sup>。ここでポメルンの全国食糧職能団とポメルンの政治組織部 Politische Organisation が対立することとなったのは、1933年5月に成立したドイツ労働戦線がロベルト・ライ Robert Ley の「政治組織部 Politische Organisation」の管轄となり、ポメルンでも労働戦線はポメルンのナチ党政治指導部の指揮下に入ったためである。具体的な対立はポメルンの食糧職能団とドイツ労働戦線の組織を末端指導部まで分離させようとしたことにあつたと思われる。1934年5月7日に開催された大土地所有者の代表の集会でガウ・指導者（カルペンシュタイン）とドイツ労働戦線の地区指導者（ティートベール）は「経営指導者たちにドイツ労働戦線へも同時に加入することを要請した」という。この要請はブレードルンが5つの郡の農民指導者 Kreisbauernführer（食糧職能団の末端組織）が同時に郡指導者 Kreisleiter（政治組織部の末端組織）を兼ねていたことにたいして、どちらかの役職を下りよう求めたことにたいする報復と受けとめられた<sup>20)</sup>。しかも、彼らはそれにもかかわらず郡における食糧職能団と労働戦線の指導部を兼任し続けたため、対立はますます激しくなった。

こうした両組織の強い緊張関係はどのようにして生まれたのであろうか。スメルザーはドイツ労働戦線の指導者ロベルト・ライの伝記のなかで、この軋轢は本来労働戦線に組織されるべき農村労働者が全国食糧職能団に組織されることによってドイツ労働戦線の組織構成員が限定され

るという問題として生じたと捉えている<sup>21)</sup>。しかし、1933年当時ポメルンの農村労働者の数は154,500人であって、労働戦線は労働者個人の自由加盟とされていたものの、1934年段階では95%のポメルンの農村労働者が労働戦線の組織されていたという<sup>22)</sup>。これほどの組織率はドイツ労働戦線側にとって全国食糧職能団との緊張関係を生じるほどの組織化の限界を示す数字とは思われない。他方、ブローシャートはナチスの経営細胞組織が一般に急進的であったことを指摘している。彼はナチス政権成立直後から1933年5月初めまでにおいてナチスの経営細胞(NSBO)が急速に膨張したことについて、かつての自由労働組合員、社会民主党員や共産党員が少なからずナチスの経営細胞にいたと説明する。また、1933年5月成立したドイツ労働戦線がロベルト・ライ Robert Ley の「政治組織 Politische Organisation」の管轄となったが、ナチ経営細胞の指導者ムホー Reinhold Muchow の同年9月の事故死を経て、ドイツ労働問題はムホーの後任ゼルツナー Claus Seltner とドイツ労働戦線のライの二者の人格的連合によって担当されることとなったとする<sup>23)</sup>。

ところで、本論では以上のことを念頭におきながら、ポメルンの経営内部の労働秩序をめぐってドイツ労働戦線と全国食糧職能団とが繰り広げた罅迫り合いに焦点を絞って、ナチス期初期における農場経営者と農村労働者の関係を検討してみたい。ここで用いる史料は1934年7月頃に農業食糧省でまとめられた12ページにわたる報告である。この報告をまとめた人物が誰なのか、また全国食糧職能団とドイツ労働戦線の対立にあってどちらの立場に近いのか、さらにはどこまで客観的な事実を伝えているのか、といった疑問を明らかにする手段はないが、ポメルンの郡レヴェルで展開されていた全国食糧職能団とドイツ労働戦線の激しい対立を詳しく伝えているものとして貴重である<sup>24)</sup>。

まず第一に指摘すべきことは、労働戦線との闘争について経営管理者 Betriebsleiter にさまざまな指示を与えるのは農場所所有者ではなく、郡

の農民指導者 Kreisbauernführer〔全国食糧職能団の郡レベルの指導者〕であり、彼の関与が決定的であるということである。つまり、農場の労働問題について経営管理者にさまざまな指示を与えるのはもはや大土地所有者自身やかつての農村同盟の経営者グループではなく、郡の農民指導者ないしはその所属組織である全国食糧職能団になっていることである。もちろん、ポメルンの各郡の農民指導者が大土地所有者と密接な関係にあったことは否定できないと思われるが、彼らが機構上所属している全国食糧職能団はかつての全国農村同盟とは異なった性格の存在である。かつての農村同盟は大土地所有者の地域的な自立的政治的利益代表組織であったが、全国食糧職能団はナチスのイデオロギーのもとに「職能身分的秩序と土地秩序と市場秩序」の三つを国家的に実現することをめざす組織である<sup>25)</sup>。ここにはおそらく大土地所有者、経営管理者と農村労働者との家産的かつ人格的な主従関係が存在し続けていたとしても、明らかに「外から」の新しい原理が介在してきていることを否定することはできないと思われる。

具体的にみるならば、ノイシュテティン郡の郡農民指導者クリックス Klix は、経営内部での労働戦線の「勝手気儘な指示」を厳しく制限する措置をとっている。彼は回状をまわして各経営の内部で労働戦線のメンバーによって行われる指図については、その労働戦線の代表者が正式に公認された人物であることの確認を求めた。さらに、クリックスの補佐官は各農場の所有者にたいして、ドイツ労働戦線と直接交渉することを禁止し、交渉する場合は郡農民指導者を経由して交渉することを求めてさえている。また、グライフスヴァルト郡では、郡農業指導者は各経営の経営管理者たちにたいして経営内の信任委員会議 Vertrauensrat への委員選出に際しても労働戦線や経営細胞 (NSBO) と折衝することを禁止したのである。この経営信任委員会とは経営評議会に代って 20 名以上の経営の経営者と「被用者」Arbeitnehmer の代表とで構成される協議組織だが、通常は被用者の代表を誰にするかはその経営者が労働戦

線の役員と折衝して決めていたのである。そればかりかここグライフスヴァルト郡では、郡農業指導者は経営管理者に労働戦線の連中が経営に口出しすることを一切認めてはならないとまで要求したのである。さらに、シュラーヴェ郡でも同じような要求が郡農業指導者からなされていた。そのため、経営管理者はナチ経営細胞（NSBO）の代表ともまた自分のところの被用者との交渉さえも拒否することとなったという<sup>26)</sup>。ところで、この史料からはこれにたいして経営の所有者がどのように対応したのか、また労働秩序以外の具体的な農業生産を含む政策においても同じように経営管理者への指示があったのかどうかは伝えていない。

第二には、こうした全国食糧職能団の郡農民指導者からの指示にたいして、経営管理者 Betriebsführer が実際にどのように対応したかの問題である。ノイシュテティン郡・グラメンツ Gramenz の経営管理者ギンタースベルク博士 Dr. Günthersberg は 14,000 モルゲン（3,500 ha）の非常に広大な農場を管理していたが、個人的にはドイツ労働戦線と交渉することはやぶさかではないとしながらも、郡農民指導者の命令に拘束されているため交渉には許可の申請が必要である述べていた。また、グライフスヴァルト郡でも郡農民指導者の命令によって、多くの経営管理者がナチ経営細胞の支部と交渉することを拒否したという。このような状況はナチ党に反対する農業経営者の立場を勢いづける結果となり、グライフスヴァルト郡ベーレンホフ Behrenhoff の貴族はナチ経営細胞の集会のために農場施設を利用させることも断ったという。こうした全国食糧職能団によるドイツ労働戦線にたいする圧迫が強まる状況で、ドイツ労働戦線のメンバーであれば、葬祭料・週ぎめ家政婦援助金・結婚補助金・労災保険などの具体的メリットがあるにもかかわらず、個々の場合にはドイツ労働戦線から脱退する者さえ出てきたという<sup>27)</sup>。

第三には、経営内部での経営管理者と農場労働者との関係が二つのタイプに分裂していつていることである。一つは経営管理者が全国食糧職

能団と一体となって旧来の家産的な労働秩序を維持している場合である。グライフスヴァルト郡では彼らは経営者と地区農民指導者 Bezirksbauernführer とともに、ナチの労働管理者 Treuhänder der Arbeit が提示した賃金の三割も低い賃金を労働者に言い渡したという。この労働管理者とは労働賃金・経営内法などを監督する労働省の産業平和保護局 Wahrung der Arbeitsfriede の官吏であるが、このように労働管理者が提示した賃金水準を満たさない賃金の例はアンクラム郡やシュターガルト郡のプリームハウゼン Priemhausen その他の地域で現れたという。そして、「反動的で反社会政策的として知られている農場経営指導者は全国食糧職能団に支えを見出し、その支部にたよってドイツ労働戦線に反対しているかのごとき様相」を示したという。このような場合、経営管理者と農場労働者 Gefolgschaft の間には数え切れないほどの紛争が起こり、裁判に持ち込まれることが多かった。このため、経営管理者と農場労働者との対立と憎しみは激しくなったという<sup>20)</sup>。

もう一方は、経営管理者自身がドイツ労働戦線に参加するなどして、これと連携しながらポメルン農村の「社会政策的」改造を求めていく場合である。この場合はそれまで不可能と考えられてきた経営管理者と農場労働者の協力関係が生まれ、そうした例がポメルンの多くの郡で見られたという。そして、ドイツ労働戦線が農村労働者の非人間的な状況の改善に熱心にかかわると、ドイツ労働戦線は一方的に農村労働者の利益を代表しているとの全国食糧職能団側からの非難が寄せられるという。しかしだからといって、全国食糧職能団が非人間的な農村労働者の状況になんらかの改善の手を打つわけでは全くないという。農業経営者が非人間的な状況を放置する例は非常に多かったようである。例えば、1934年5月24日のシュタルガート労働裁判所の判決では農業経営者フォン・クリツィング von Klitzing が労働者の非人間的な住宅を改善させるようにという判決を受けるほどだったという。また、ネーベル Nöbel 所有のヒンノー Chinnow 農場では 7 m × 4.5 m の空間に 9 人の

大人と2人の子供が生活し、この農場に15年間働く経営管理者シュヴァルツ Schwarz 自身も二つの部屋に7人(二夫婦と子供3人)で住んでいたという。農場労働者のベルクハーン Berkahn の場合は一部屋と納屋に3人の大人と7人の子供が住んでいたといい、このような例はあげていけばきりが無い。こうした問題にドイツ労働戦線がかかわり、その社会政策的活動に取り組んだことによって、ポメルン農村労働者の95%がドイツ労働戦線に加盟し、多くの農場の経営指導者も労働戦線に加わったという<sup>29)</sup>。

以上みてきたように、ポメルン農村にはさまざまな側面からナチスの体制の影響が浸透してきたことをうかがうことができる。非常に大きな変化は各経営の経営管理者の機能の変化である。たしかに経営管理者が実質的な経営管理と労働者管理をおこなうという基本的なユンカー経営の機軸に変わりはみられなかったものの、全国食糧機能団によって経営管理者の機能は農場経営の単なる私的な経営管理ではなく、ナチスイデオロギーに基づく国家的農業・土地・市場政策を実現する基礎単位として位置付けられたということができよう。この点はさらに検討すべき問題を残してはいるが、少なくともかつてより農業経営が国家の政策とより一層緊密な関係におかれたということはいえるのではなからうか。他方、農村の労働関係は農場所有者・経営管理者に有利な展開となり、労働賃金、住宅条件などは改善される可能性は極めて低くなった。農村の社会政策はドイツ労働戦線がなったものの、その効果はそれほど期待できるものではなかったと言えよう。

- 1) *Reichslandbund. Agrarpolitische Wochenschrift*, vom 3. April 1933; *Völkischer Beobachter*, (Norddeutsche Ausgabe) vom 5. und 6. April 1933.
- 2) *Reichslandbund*, vom 1. April 1933.
- 3) Horst Gies, „Der Reichsnährstand — Organ berufsständischer Selbstverwaltung oder Instrument staatlicher Wirtschaftslenkung?“,

*Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie*, 21 (1973), 216-33. なお、本稿では Reichsnährstand を「全国食糧職能団」と訳した。アメリカのロヴィンは、Reichsnährstand を Reich Food Corporation と訳し、豊永泰子氏は独文の概説論文のタイトルに「全国食糧身分団」と訳している。〔Clifford R. Lovin, "Agricultural Reorganisation in the Third Reich: The Reich Food Corporation (Reichsnährstand) 1933-1936", *Agricultural History*, Bd. 43 (1969), 447-61. 豊永泰子「R. W. グレーと全国食糧身分団—第三帝国における農本主義の問題—」『人文論叢』(三重大学人文学部文化学科研究 紀要) 3 (1986), 61-76.) Reichsnährstand の場合ライシュレによれば「ドイツ農民の仕事は土地と太陽の賜物から民族の日々の糧を仲立ちする」ことなどと説明され、「糧」が強調されている。また、Nährstand は Lehrstand や Wehrstand と同様、職能国家を前提として農業に関わる個人や機関などすべてを含む職能集団をさすものと思われることから、ここでは「食糧職能団」との訳を充てた。Hermann Reischle/Wilhelm Saure, *Reichsnährstand. Aufbau, Aufgaben und Bedeutung*, Berlin 1934, 353.

- 4) Hager, „Der landwirtschaftliche Berufsstand“ vom 5. April 1933, Bundesarchiv Potsdam, 36.01/1724, Bl. 36-38.
- 5) Brief von Rohrs vom 8. April 1933 und „Vorschlag zur Einordnung des Nährstandes in den berufsständisch-gegliederten Staat“, Bundesarchiv Potsdam, 36.01/1861, Bl. 193, 194-204. 同じものが 36.01/2052, Bl. 8, 9-19 にもある。ギースはこれを実際にロールが作成させた覚書としているが (Gies, „Der Reichsnährstand“, Anm. 3/VI 226), ホメルン農業会議所事務局長エールツェンやドイツ農業会議 Deutscher Landwirtschaftsrat のクロイトル Kräutle によれば、これはシュテータンの作成になるもので、しかももともとシュテータンが 1932 年秋グレーのために作成したものだとの情報があったという。(Brief Oertzens an Landwirtschaftskammerdirektor Hager vom 12. April 1933, Bundesarchiv Potsdam, 36.01/2052, Bl. 4.; Brief Kräutles an Zeppelin vom 3. Mai 1933 und Schreiben Dietrich von Stettens vom 27. Mai 1933, BDC, OPG Stetten.

また、ギースは覚書の内容は「後の全国食糧職能団の原則と本質的にほとんどかわらない」と述べているが (Gies, a. a. O., 226), 後に述べるようにホメルン全国食糧職能団の農村労働者組織の原則と必ずしも一致する

ものではない。さらにシュテーターテンとケブラーの関係については拙稿「ヴァルター・グレーとヴィルヘルム・ケブラー—1932年ナチ党内における農業派と工業派の角闘—」『史学雑誌』98-3, (1989), 38-79.

- 6) Dietrich v. Stetten-Aystetten, „Vorschläge zur Einordnung des Nährstandes in die berufsständisch gegliederte Wirtschaft“, *Zeit- und Streitfragen. Der Reichsbauernstand*, 3. H., Berlin 1933, 29, BDC OPG Stetten. この覚書にはさまざまな反応があった。シュテーターテンが自ら紹介しているリュエニンク Frhr. v. Lüninck, リューケン Luyken, カイザーリンク Graf Keyserlingk, ツェッペリン Frhr. v. Zeppelin, ベートケ Bethke, ヤーコブス Jacobs, リュート Frhr. v. Rüdtt (ibid., 31.) のほかに、カルクロイト, パルンベック, シュムリンク, クリークスハイムなどが意見書や批判をまとめている。Brief Kalckreuths, Geschäftsführenden Präsidenten des Reichlandbundes, an die Hauptgeschäftsstelle vom 21. April 1933, Bundesarchiv Potsdam 61 Re I/45, Bl. 12-14; „Gedanken zum berufsständischen Aufbau der Landwirtschaft“ von Hauptmann a. D. W. Barnbeck (o. D.), Bundesarchiv Potsdam 61 Re I/45, Bl. 64-75; Brief Schmüllings an die Berufsständische Arbeitsgemeinschaft der deutschen Landwirtschaft vom 5. Mai 1933, Bundesarchiv Potsdam 61 Re I/45, Bl. 76-84; Kriegsheim, „Zur Neuordnung des landwirtschaftlichen Organisations“ vom 17. Mai 1933, Bundesarchiv Potsdam 61 Re I/45, Bl. 5-11.このなかではシュムリンクの批判には、職能組織の自律性を主張しつつ国家によるその制限にも同意することは最大の矛盾であるとの指摘があり、興味深い。
- 7) H. Reischle/W. Saure, *Der Reichsnährstand*, 12, 131. ヘルマン・ライシュレは1898年ネッカー川のハイルブロンに葡萄栽培農家に生まれる。16世紀以来、ハイルブロンに住む家柄。グスタフ・ルーラントの市場・生産管理の思想については Gustav Ruhland, *System der politischen Ökonomie*, Bd. 1, Leipzig 1903, Berlin 1933 (Neuaufll.), 142 ff.
- 8) カトリック系のドイツ農民団のリュッベが各地域の交渉の進捗状況をまとめたものがある。Brief Lübbes an Amt für Agrarpolitik der NSDAP vom 11. Mai 1933, Bundesarchiv Koblenz R 16 I/2029 など。
- 9) Brief Oertzens an Landwirtschaftskammerdirektor Hager vom 12.

- April 1933, Bundesarchiv Potsdam, 36.01/2052, Bl. 4. なお、このエールツェンの書簡に付されているホメルン農村同盟会長で農業省政務次官のフォン・ロールの農業組織についての短い構想では「農村の職能身分的組織 Landstände は自律的統治の原則によって組織されるべきである」との文言がある。
- 10) Aktennotiz betr. der Besprechung vom 7. Juli 1933, Bundesarchiv Potsdam, 61 Re 1/235, Bl. 66-68. 因みに『フェルキッシャー・ベオバハター』によれば、全国食糧職能団が閣議で決定されたのは1933年9月8日であるが (*Völkischer Beobachter*, vom 16. Sept. 1933), ミヌート編の『ヒトラー内閣閣議録』にはその記録は収録されていない。 *Akten der Reichskanzlei. Regierung Hitler 1933-1938*, hrsg. von Karl-Heinz Minuth, Teil I: 1933/34, 2. Bd., Boppard am Rhein 1983, 726 ff. また、Reichslandstand から Reichsnährstand になった経緯についても不明である。ギースは「1933年9月13日の法律で „Reichslandstand“ から „Reichsnährstand“ が生まれた」としているだけである。Gies, „Der Reichsnährstand“ (Anm. 3/VI), 229.
  - 11) Rundschreiben des Landesbauernführers Pommern an Kreisbauernführer vom 15. Aug. u. 23. Aug. 1933, Bundesarchiv Potsdam, 61 Re 1/235, Bl. 32-34, 29-30.
  - 12) Brief Bloedorns an Richard Arauner, Geschäftsführer des Reichsbauernrat vom 1. Dez. 1933, Bundesarchiv Koblenz, R 16 I/2141. 因みに、Willi Bloedorn は1887年カミーン郡に生まれ、約70モルゲン (17.5 ha) の土地を所有。1930年2月ナチ党に入党。Personalbogen, Bundesarchiv Koblenz, R 16 I/9.
  - 13) H. Reischle/W. Saure, *Der Reichsnährstand*, 116 ff. グスタフ・ルーラントの労働観と労働者認識については Ruhland, *System der politischen Ökonomie*, Bd. 3, Leipzig 1908, Berlin 1933 (Neuauf.), 380 ff.
  - 14) H. Reischle/W. Saure, *Reichsnährstand*, 32, 38.
  - 15) Brief Johannes Wolfs an von Rohr vom 20. März 1933, Bundesarchiv Potsdam, 36.01/1861, Bl. 109-111.
  - 16) 拙稿「ナチスの農村労働者政策 (1930~32年)」, 12-13.
  - 17) Brief Scheels an Förster, Reichslandarbeiterbund, vom 25. März 1933, Bundesarchiv Potsdam, 36.03/150, Bl. 137; Brief Keyserlingks an Barnbeck vom 25. März 1933, Bundesarchiv Potsdam, 61 Re 1

- /45, Bl. 212; Brief Freih. v. Kr. (von Kerckerinck zur Borg?) an Johannes Wolf vom 31. März 1933, Bundesarchiv Potsdam, 61 Re I/45, Bl. 209.
- 18) Brief Graf Kalckreuths an Graf v. Keyserlingk vom 25. April 1933, Bundesarchiv Potsdam, 61 Re I/23, Bl. 382-84.
- 19) Akten „Vorgänge Karpenstein“, Bundesarchiv Koblenz, R 16 I/2141; Abschrift der *Pommerschen Zeitung* vom 8. Mai 1934, Bundesarchiv Koblenz, R 16 I/2141. この緊張関係は1934年6月30日のレーム事件にもかかわっていくと思われ、事件以後ガウ指導者カルペンシュタインは更迭されガウ指導者はフランツ・シュヴェーデ Franz Schwede になった。この問題については別の機会に論じなければならない。
- 20) Akten „Vorgänge Karpenstein“, Bundesarchiv Koblenz, R 16 I/2141.
- 21) Ronald Smelser, *Hitlers Mann an der „Arbeitsfront“: Robert Ley. Eine Biographie*, Paderborn 1988, 159 ff.
- 22) *Statistisches Jahrbuch für das Deutsches Reich 1936*, hg. v. Statistischen Reichsamt, Berlin 1936, 78. なお、食糧農業省で1934年6月頃にまとめられたと思われる文書によれば、当時ホメルンには30万の農村労働者がおり、そのうち28万が労働戦線に組織されていたという。12seitige Akten über die DAF und den Reichsnährstand (o.D., wohl Juli 1934), Bundesarchiv Potsdam, 36.01/1803, Bl. 329.
- 23) Martin Broszat, „Die Ausbootung der NSBO-Führung im Sommer 1934. Ein Beitrag zum ordnungspolitischen Machtkampf im Dritten Reich“, in: Manfred Funke u.a. (Hg.), *Demokratie und Diktatur. Geist und Gestalt politischer Herrschaft in Deutschland und Europa. Festschrift für Karl Dietrich Bracher*, Düsseldorf 1987, 199 ff.その他, F.L.Carsten, *The German Workers and the Nazis*, London 1995, 34 f. なお、当時ナチスの経営細胞には社会民主党系や共産党系の活動家が入り込んでいるとの情報は既に1931年末頃から農村同盟側から流されていた。*Der Reichslandarbeiterbund*, 10. Jg. Nr. 23, vom 5. Dez. 1931.
- 24) 12seitige Akten über die DAF und den Reichsnährstand (o.D.), Bundesarchiv Potsdam, 36.01/1803, Bl. 323-41.
- 25) H. Reischle/W. Saure, *Reichsnährstand*, 351.

- 26) 12 seitige Akten über die DAF und den Reichsnährstand (o. D.), Bundesarchiv Potsdam, 36.01/1803, Bl. 330 f. なお、経営管理者を示す用語はこの史料では Betriebsleiter, あるいは Betriebsführer と二通りあるが、それぞれ訳し分けると混乱する恐れがあるので、これまでの経営管理者をその訳語として用いる。
- 27) Ibid., 332 ff.
- 28) Ibid., 334 ff, 341.
- 29) Ibid., 338 ff.

## まとめに

以上のことを簡単にまとめておこう。ヴァイマル期の特メルンの農村社会は全体としては大土地所有者による家産的支配が強力であったことは否定できないであろうが、経営と労働秩序の実質的な管理者である経営管理者は資本主義的な農業経営と人格的な労働者管理を行っていた。彼ら経営管理者 Betriebsleiter はその名称からも Güterdirektor とか Gutsvorsteher, あるいは Inspektor とか Administrator などとよばれ、経営の「管理者」「経営長」「管轄者」であった。彼らの経営管理が資本主義的農業経営に基づくものであったことは言うまでもないが、その労働者管理は決して「父」と「子」という家族的な関係を淵源とするいわゆる「家父長的」な支配ではなく、契約労働者にたいするものではあったが極めて人格的な支配管理であったといえよう。たしかに、農場労働者は当時においてもその地域の「領主的」存在であるユンカーにたいしてはかつての伝統的な領主と村人の関係、あるいは領主とゲジンデという「家父長的」な関係がいまだに残っていたかもしれない。また、ユンカーと経営管理者との関係も主人と召使といった関係が根強く残存していたことと思われる。しかし、農場経営における労働秩序は人格的支配に基づくものではあったものの、基本は契約に基づく管理体制であったといえよう。しかし、その契約は各経営の労働秩序は「一般的

拘束宣言」に基づく近代的な労働協約ではなく、経営別の個別契約に基づく労働秩序であったといえよう。

ポメルン農村における教会はユンカーをパトロンとするものが多く、その点では教区の共同体が教会をささえる西南部のドイツとは異なるものであった。しかし、牧師の農村における立場は極めて不安定で中間的なものであり、パトロンであるユンカーからは社会的地位の一段と低い構成員とみなされ、農村共同体の構成員からは「外から」やってきたよそものとみなされていた。しかも、ポメルンのように大土地所有者が大多数をしめる地域ではユンカーの地域支配はあってもそもそも農村共同体自体が存在しない場合が多く、また仮に農村共同体があってもそれはユンカーに経済的・社会的に強く依存する傾向が強かった。したがって、村落集会のような自律的な共同体は機能しないため、牧師は村落共同体の負担で招くのではなく、ユンカーをパトロンとするため牧師の村落における「孤立」はより強かったと思われる。

さらに、ここで検討したのは、ナチス期のごく初期の段階であるが、ナチス期には全国食糧職能団が結成され、農業になんらかのかたちでかかわる生産者・加工業者・経営者・林業・水産業などすべての人々が強制的に参加する義務を負わせられたが、これはナチスのイデオロギーに基づいた国家指導のもとにドイツ国民の「糧」を賄うものであった。この全国食糧職能団はナチ的な世界観に基づく職能秩序と土地秩序と市場秩序の実現をめざすための組織であり、「生活圏」獲得をめざすナチス国家のアウタルキー的な農業政策のもとに、個別の私的経営の経営管理者を直接把握した管理を実現しようとしたものと思われる。さらに、ポメルンの労働秩序はヴァイマル期に比べれば非常に後退し、農村労働者に過酷なものとなったと思われる。それだけに、ポメルン農村の社会政策をめざすドイツ労働戦線と全国食糧職能団との対立が激しく展開されたと考えられる。ポメルンにおける農村労働者の社会的・経済的状态は「民族の灰かぶり姫」Aschenputtel des Volkes とよばれる

ようにもともと極めて低かったが、ナチ体制におけるポメルン農村の労働関係は一層緊張をはらんだものとなったと思われる。

〔本稿は1994年度（平成6年度）法政大学特別研究助成金による研究成果の一部である〕